資料１－２

第２次弥富市総合計画後期基本計画
素　案

■基本目標１【生活環境】

１－１　防災対策の推進

基本目標１　いつまでも住み続けたい安全・安心なまち【生活環境】

施策目標１　防災対策の推進

●現状・課題

１）本市においては、今後発生が懸念される南海トラフ地震、気候変動による激化した台風や集中豪雨に備えるため、過去の災害を教訓に地域防災計画を必要に応じて見直し、情報伝達体制の充実と市民・企業や自主防災組織が一体となった総合的な防災・減災体制の確立を進めていく必要があります。
災害に対する意識には個人差があります。また、災害の直後には防災意識は高まっていますが、時間の経過とともに意識は薄れる傾向にあります。そのため、平時から防災意識の醸成が必要です。市内の保育所では定期的に防災教育を実施し、小中学校では防災計画を策定して定期的に防災訓練を実施していますが、日頃から難しく考えがちな「防災」について子供から大人まで楽しみながら学べる防災学習の仕組みづくりが必要です。
また、有事の際に、災害ボランティアセンターを円滑に開設・運用するため、災害ボランティアコーディネーター等の防災人材の育成とともに日頃から本市と社会福祉協議会との連携体制を構築する必要があります。

２）南海トラフ地震が発生した場合、本市は市域が平坦かつ海抜が低く、海や河川に面しているため、津波や堤防の決壊に伴う浸水により甚大な被害の発生が想定されます。被害想定は建物の全壊・消失が約 7,900 棟、人的被害で死者数が約 1,200 人と甚大な被害想定となっています。

３）様々な災害に対応できる防災拠点施設として、市役所本庁舎が発災時には拠点機能を十分発揮できるよう、日頃から訓練や設備等の点検・充実に努める必要があります。
また、本市全体の浸水被害を未然に防止するため、排水ポンプ及び幹線排水路の適正な維持保全及び計画的な整備・更新をしていく必要があります。

４）南海トラフ地震に伴い発生する津波は、津波高が最大で 3.3m、本市への到達時間は最短で 81 分後と想定されていますが、地震の発生と同時に、河川堤防の沈下・決壊等による浸水が想定されるため、高くて安全な場所へ迅速に避難する必要があります。
本市は、建物の構造や高さの基準等を満たした施設を緊急時避難場所として、公共施設や民間所有施設を指定していますが、特に高齢者や障がい者など、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難を促進していく必要があります。
なお、福祉避難所の指定や避難行動要支援者名簿（約 2,000 人）の整備を行っていますが、今後は個別避難計画の策定を進める必要があります。
また、避難所生活等において、障がい者や妊婦、乳幼児等の配慮が必要な人が安心して過ご

せるような体制をつくる必要があります。

5）地震が発生した場合、家屋の倒壊や家具が転倒することによる被害が懸念されます。本市には、旧建築基準法により建てられた戸建て木造住宅が多いため、市全域で建築物の耐震改修を促進するとともに、家具の転倒防止器具の設置を支援しています。

6）南海トラフ地震のような大きな地震や台風等により被災した場合又は被災することが予測されるときは、本市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合があります。そのため、他の自治体との災害時相互応援協定の締結や、東海ネーデルランド高潮・洪水協議会、木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト、西尾張市町村災害対応連絡協議会及び愛知県沿岸市町村等津波対策推進協議会において災害時の対応について協議を行っています。

7）災害発生後から３日間は家庭等の備蓄と愛知県や本市の備蓄物資により対応することとなっていますが、愛知県や本市の備蓄物資量だけでは必要物資量を確保することが困難になることから、愛知県広域受援計画に基づき、国、県、関係機関等と連携していく必要があります。

8）南海トラフ地震のような大規模な災害が発生し、市役所の機能が低下するような場合であっても、応急業務や継続の必要性の高い通常業務を継続して行うことで、その機能を維持する必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（1）総合的な防災・減災体制の確立 ・南海トラフ地震の被害想定等をふまえ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。 ・地域のつながりや自主防災組織等共助の意識を醸成するため、小中学校での教育体制を確保します。子どもの頃から防災意識を醸成するためには、発達段階に応じて防災知識を身に付けられるよう計画的に学習の機会を設けていきます。 ・過去の災害を教訓に、今後起こりうる災害に備え、地域防災計画を必要に応じ見直します。 ・現実的な災害を想定した防災訓練や、防災スキルの向上を取り入れた楽しく体験できる防災イベントを実施することにより、市民が自発的に参加したくなるような機会を設けます。 ・出前講座や防災ワークショップを実施して防災意識の醸成に努めます。		防災課 学校教育課 児童課
（2）災害時の情報伝達の充実 ・災害発生時に迅速的確な避難指示や津波警報などの緊急情報を伝達し、適切な避難行動を促します。		防災課
（3）自主防災組織の活動支援 ・自主防災組織の活動を支援します。自主防災組織への支援に関する事業内容等に改善を加え、共助による防災体制を充実させます。 ・自分の命は自分で守る意識を醸成するとともに、「誰ひとり取り残さない」インクルーシブ防災の考		防災課

え方のもと、地域住民でお互いに支え合える体制づくりを支援します。		
（４）防災用拠点施設の充実 ・南海トラフ地震を始め様々な災害に対応できる防災拠点施設として庁舎を活用するため、日頃から訓練や設備等の点検・充実を図ります。 ・平時から災害ボランティアコーディネーターの育成を図るとともに、市役所と社会福祉協議会が連携した災害ボランティアセンターの開設訓練や資機材の整備を推進します。		防災課 福祉課
（５）市街地排水路の維持整備 ・市街地における浸水被害を防止するため、維持整備を計画的に進めるとともに、既設排水路の適正管理を目指します。		下水道課
（６）基幹排水施設の整備・更新 ・本市地域一帯の排水を担う排水機場及び幹線排水路等について、その機能を確実に発揮させるために、国、県、関係機関等と連携し、各施設の整備・更新を計画的に行うとともに、土地改良区が行う排水機の運転・管理に対する支援を行います。 ・県と連携した湛水防除事業等、命を守る土地改良事業を計画的かつ着実に進めていきます。		産業振興課
（７）緊急時避難場所の確保 ・浸水などの危険が迫っている場合の避難場所を確保するため、公共施設のほか、民間等が所有する構造・高さを満たした堅牢な建物を、緊急時避難場所として指定するとともに、自治会と民間企業等との災害協定の締結を支援します。		防災課
（８）防災地域づくり事業の推進 ・災害時における要配慮者（高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人等）が孤立せず、住み慣れた地域で安全・安心な生活が継続できるよう、平時から避難行動要支援者名簿を整備し、発災時に有効活用することで、市民相互が、支え合う地域づくりを推進します。 ・避難行動要支援者名簿を毎年更新するとともに、順次個別避難計画を策定します。 ・要配慮者への対応も含め、避難所生活等における地域の自主的な運営体制を確保します。		防災課 福祉課 介護高齢課 健康推進課
（９）要配慮者利用施設避難確保計画策定の促進		防災課 福祉課 介護高齢課

・社会福祉施設、医療施設などの防災上の配慮を要する人が利用する施設について、避難確保計画の策定や訓練の実施を促進します。		健康推進課
（10）建築物の耐震診断及び改修等の支援 ・南海トラフ地震に備え、耐震改修促進計画に基づき、住宅等建築物の耐震診断及び改修や、家具の転倒防止器具の設置を支援します。		都市整備課 防災課
（11）広域連携体制の強化 ・災害発生時における広域避難や、不足する人的・物的資源の支援提供を受け、効果的に活用するため、国、県、関係機関等との連携を強化します。		防災課
（12）業務継続体制の整備 ・大規模災害時に継続して業務を実施するため、業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、必要となる非常用電源等の確保や職員の業務体制を整備します。		防災課

施策目標２　消防・救急体制の強化

●現状・課題

１）本市の消防団員数は年々減少しており、消防体制を維持していくためには消防団員の確保が課題となっています。また、訓練や研修などにより、消防団員の資質向上を図っていく必要があります。

２）消防団による非常備消防の消防体制の充実をさせていく必要があります。また、資機材等の更新や消火栓等の消防水利の整備を進めていく必要があります。

３）海部南部消防組合による常備消防の消防体制や広域連携、また消防車両、消防資機材の計画的な整備を進めていく必要があります。

４）地震や風水害などの大規模な自然災害による多種多様な災害に対応できる消防力の強化が求められる中、自治会や自主防災組織などの住民組織との連携を強化していく必要があります。

５）救急車両、資機材の計画的な整備や救急救命士を計画的に養成するとともに、より多くの市民が救命知識と技術の向上を目的に救命講習を受講できるよう広く情報発信を行い、救急・救命体制の強化を図っていく必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）消防団の充実 ・市民の理解と協力のもと、団員確保に取り組むとともに、訓練・研修を継続的に実施することで団員の資質向上を図り、消防団を充実させます。		防災課
（２）消防設備の整備充実 ・小型動力ポンプ付積載車、消防資機材の整備や消火栓などの消防水利の整備充実を図ります。		防災課
（３）常備消防・救急体制の充実 ・海部南部消防組合職員の資質向上や施設・設備の充実、広域的連携を進め、常備消防・救急体制を充実させます。		防災課
（４）自主防災組織の活動支援〈再掲〉 ・自主防災組織における活動を支援します。自主防災組織への支援に関する事業内容等に改善を加え、共助による防災体制の確立を図ります。 ・自分の命は自分で守る意識を醸成するとともに、「誰ひとり取り残さない」インクルーシブ防災の考え方のもと、地域住民でお互いに支え合える体制づくりを支援します。		防災課
（５）救命知識の向上		防災課

・救急現場に居合わせた市民が心肺蘇生法やＡＥＤの操作ができるよう、海部南部消防組合と連携して市民向けの救命講習を実施します。 ・市内のコンビニエンスストアにＡＥＤを継続して設置するとともに、「あいちＡＥＤマップ」を周知します。		

施策目標３　防犯・交通安全対策の推進

●現状・課題

１）子どもたちが被害者となるＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを使った顔の見えない犯罪が発生しているほか、高齢者を狙った悪質商法や多様化した詐欺など犯罪の広域化、低年齢化が進んでいるため、被害の未然防止を図る活動を進めていく必要があります。

２）本市には、約 160 人の市民で組織するきんちゃんパトロール隊や、青色防犯パトロール隊などの自主防犯団体が 13 団体あり、自主防犯団体活動を行っています。
そうした自主防犯団体活動の維持を図りながら、新たな団体の設立や活動の支援を進めていく必要があります。

３）愛知県は、平成 15 年から 16 年連続で、交通死亡事故者数が全国最多となっていましたが、令和元年以降は、全国最多を免れています。また、平成 28 年以降は交通死亡事故者数が前年比で減少していましたが、令和４年は前年比で増加しており、47.6%が 65 歳以上の高齢者となっています。
本市においても、毎年、高齢者が被害者となり、また、加害者となる交通事故が多く発生しています。そのため、高齢者に対する交通安全意識の啓発を進めていく必要があります。
また、令和５年４月、道路交通法一部改正により、自転車を運転する全ての人に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。交通事故から大切な命を守るヘルメットの着用を、広く市民に周知する必要があります。

４）今後の高齢化社会の進展や運転免許返納者の増加に対応するため、高齢者等が安全・安心に移動でき、気軽に外出できるような環境を形成し、高齢者等にも使いやすい生活交通サービスの確保・維持を図ることが必要となっています。

５）子どもや高齢者を事故から守り、誰もが安全・安心に外出できる交通環境の整備を行う必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）防犯に関する啓発等の推進と自主防犯活動の推進 ・警察・防犯協会などとの連携のもと、啓発活動、パトロール活動による防犯意識の向上を図りながら、地域の自主防犯団体の設立や活動の支援、防犯メールの周知など、安全・安心なまちづくりのために自主防犯活動を推進します。		市民協働課
（２）防犯環境の整備 ・夜間における通行の安全と犯罪の未然防止のため、ＬＥＤ防犯灯の設置や自治会が設置する防犯カメラ設置費用に対して補助金を交付して地域における防犯まちづくりを積極的に支援します。		市民協働課

・高齢者への特殊詐欺被害を未然に防止するため、関係機関と連携するとともに、特殊詐欺対策機器の購入費の一部補助を実施します。		
（３）交通安全に関する啓発等の推進 ・警察・交通安全推進協議会などとの連携のもと、交通指導員による交通指導を始め、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進します。		市民協働課 児童課 学校教育課
（４）公共交通の利便性向上 ・地域や行政、交通事業者等が協働・連携し、地域特性や利用特性に応じたコミュニティバス等の公共交通の効率化や、自ら移動手段を持たない人に病院や商業施設等への日常的移動手段を提供することで、気軽に外出できる環境の形成を図ります。		市民協働課
（５）交通安全施設の整備 ・危険箇所の点検・調査を行いながら、国・県道の安全な道路環境の整備を促進していくとともに、市道についても交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラー、道路照明などの交通安全施設の維持・整備を図ります。		土木課

施策目標４　環境衛生の充実

●現状・課題

１）本市のごみは、広域的連携のもと、海部地区環境事務組合において適正処理及び資源化を進めています。
２）ごみの排出量が依然として減少しない中、ごみ分別の徹底や減量化、貴重な資源のリサイクル等の一層の促進が求められています。
３）不法投棄が依然として多い中、不法投棄防止用カメラの設置や、重点箇所のパトロールによる早期発見・早期回収などを進めていますが、一層の不法投棄の防止を図るため、自治会や地域住民等と連携し、環境指導員、行政等による不法投棄防止パトロールの体制を構築していくことが重要です。
４）各家庭や各事業所が設置している浄化槽のうち、合併処理浄化槽の場合は、し尿と生活雑排水を、単独処理浄化槽の場合は、し尿を処理して、河川等へ放流しています。浄化槽の管理が適正でないと排水路、河川の水質を悪化させることになり、自然環境に影響を及ぼすことになるため、浄化槽に関する更なる正しい知識の普及を図る必要があります。
５）弥富市火葬場（いつくしみ）により安定的な火葬業務を提供しています。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）ごみ収集・処理体制の充実 ・指定袋による収集をはじめ、効率的な収集体制の確立を図るとともに、広報・啓発活動により、市民へごみ分別のさらなる徹底を促進します。 ・広域的連携のもと、海部地区環境事務組合による八穂クリーンセンターの適正管理をはじめ、ごみの適正処理・リサイクル体制の充実を図ります。		環境課
（２）３Ｒ運動の促進 ・環境教育や広報・啓発活動の推進を通じ、資源ごみの集団回収や拠点回収、生ごみの堆肥化など、市民や事業者の自主的な３Ｒ運動を進め、ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進します。		環境課
（３）ごみの不法投棄対策の推進 ・広報・啓発活動の推進や市民との協働による監視・パトロール体制の充実、監視カメラの有効活用を図り、不法投棄物の早期発見・早期回収及び不法投棄ごみの減少を図ります。		環境課

	（４）浄化槽の適正管理の指導 ・浄化槽の機能が十分に発揮されるよう、広報・啓発活動を推進するとともに、浄化槽設置者に対する維持管理の徹底を図ります。		環境課	
	（５）火葬場の運用 ・人生の終焉の場に相応しい、市民の利便性を重視した施設運用を図ります。		環境課	

施策目標５　環境対策の推進

●現状・課題

１）市民の環境美化運動の促進や公害防止対策の推進など、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境保全施策を推進し、環境にやさしいまちづくりへの取組が求められています。

２）地球温暖化対策の目標達成に向けて、設備機器更新、施設統廃合、再生可能エネルギー等導入促進、設備運用改善に関する取組を包括的に進めていく必要があります。現在、市役所本庁舎を始め市内４か所の公共施設に太陽光発電設備が設置されています。

３）豊かな自然環境を将来に継承するための持続可能な取組を推進し、自然の基盤である生物多様性の保全を推進する必要があります。市内 14 か所の水質検査を定期的に行い、良好な水質維持に取り組んでいます。

４）本市には、多くの河川や水路が流れ、緑豊かな田園空間が一面に広がり、地域本来の様々な動物や植物が生息しています。しかし、人の活動が活発になったことで、外来生物が持ち込まれ深刻な問題となっています。問題解決のため、行政・市民・事業者が協働で取り組んでいくことが求められています。

５）本市は海抜ゼロメートル地帯が大きく広がり、昭和 30 年代の地下水汲み上げによる地盤沈下の影響もあり、津波や高潮に対する不安があります。現在、愛知県との連携により地下水位の調査を実施し、地盤沈下の発生を抑制する対策をしています。引き続き地下水位の調査、地盤沈下の観測を実施していくことが重要です。

６）飼い犬の登録と狂犬病予防注射の接種は、狂犬病予防法により義務付けられています。
本市では犬の登録者に狂犬病予防注射実施のお知らせを郵送し周知を図っておりますが、予防注射の未接種が減らないのが現状です。狂犬病の発生を抑制するために、飼い犬の登録と狂犬病予防接種を継続的に啓発していくことが重要です。

７）本市には環境に関する取組を進めるための環境基本計画が策定されておりません。市・市民・事業者が一体となって環境に関する取組を進めるために必要です。

８）令和６年より熱中症の「熱中症特別警戒アラート」が新設され、発表時には市民の生命を守るため本市があらかじめ指定する公共施設や商業施設などを避暑施設「クーリングシェルター」として市民に開放する必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）市民・事業者の環境保全活動の促進 ・環境教育や啓発活動により、環境保全意識の高揚を図りながら、地域における環境美化運動はもとより、水質浄化運動や省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、グリーン購入運動など、市民・事業者の主体的な環境保全活動を促進し、地球環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。		環境課

（２）環境自治体の形成に向けた活動の推進 ・本市及び本市教育委員会が管理する施設において行われる事務事業等によって生じる二酸化炭素排出量の削減を目指すため、地球温暖化対策を推進します。		環境課
（３）環境汚染対策の推進 ・河川・地下水の水質汚濁、大気汚染や振動等について、国・県と連携のうえ、調査・監視を継続し、公害防止対策に取り組み、市民の安定した生活を実現します。		環境課
（４）外来生物による被害防止の推進 ・自然環境・景観の保全のため、さらなる外来生物問題が起こらないように、市民へできることを分かりやすく伝え、対策と理解の関心を高め、一人ひとりの具体的な行動へとつなげる取組を推進します。		環境課
（５）地盤沈下の観測・地下水位の調査 ・弥富・十四山地盤沈下観測所の調査を毎月２回実施し、市内５か所の井戸の地下水位を毎月１回調査します。		環境課
（６）犬の登録・狂犬病予防注射の推進 ・犬の飼育者自身が愛犬を守ることにより、人の命を守り、社会を守ることにつながることを周知し、予防注射通知葉書の送付や獣医師会と連携し、登録・予防注射の効果的な啓発に取り組みます。		環境課
（７）環境に関する取組のための指針の策定 ・中長期的に市・市民・事業者が地球規模の環境問題意識を持ち、環境に関する取組が行えるよう、環境基本計画を策定します。		環境課

基本目標２　笑顔あふれる、健やかで共に支え合うまち【健康・子育て・福祉】

施策目標１　子育て支援の充実

●現状・課題

１）人口減少や少子高齢化の進行は、人口構造にひずみを生じさせており、将来の市民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすことが懸念されています。そのため、こども基本法の理念の実現に向け、子ども関連施策を一元的・一体的に推進する体制の整備が必要です。

２）核家族化の進行、女性の社会参加や就労機会の拡大、夫婦共働きやひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化に伴い、子育て支援へのニーズがますます多様化しています。
妊娠期から出産・子育て期（特に３歳までの乳幼児期）にわたる悩みや不安に対し、切れ目のない支援を目指して応援プランを妊婦と共に作成し、妊産婦に対して、伴走型相談支援を実施し、必要な情報提供や関係機関と連携調整を図り、育児不安の軽減や虐待防止につなげます。
30 代女性の転出超過、生産年齢層の転出が多い本市においては、子育て支援などの全庁的な支援が求められています。
また、高齢者による家族以外の子育て世代への支援の仕組みや活躍の場をつくる必要があります。

３）地域の中で、子育ての喜びや楽しさを感じながら、身近で子育ての悩みや相談ができ、子どもを安心して産み育てることができる環境を整備していくことが強く求められています。

４）保育や放課後の支援、一時的な子どもの預かりが必要な家庭に対して、積極的に援助していく必要性が一層高まっています。働き方改革、女性の社会進出等が進む中、子どもの預け先や居場所となる保育所、児童クラブ、児童館の開所日・時間の拡充が求められています。

５）妊娠期から出産・子育て期にわたる悩みや不安に対し、切れ目ない支援を継続的に実施していくことが大変重要であり、更に、発達の気になる子どもに対しては、一人ひとりの状況に応じた適切な療育支援を行っていくことが必要です。
また、乳幼児健診の受診勧奨をし、病気の早期発見、保護者の育児不安等の状況により、必要に応じて健診事後教室への参加を促すなど療育への早期対応と援助が必要です。

６）近年、要保護児童や養育支援を必要とするケースが増加しており、特に問題視されてきている児童虐待については、未然に防止するための地域のネットワークづくりなどが求められています。庁内や関係機関による情報交換と乳幼児虐待防止対策への共通理解と連携強化が重要です。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）子育て支援に関する指針の策定 ・子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業の評価、検証を行い、こども計画を策定します。		児童課 健康推進課

	・子育て世代のニーズに即した施策展開のため、安心して子育てできる支援体制を確保します。 ・子ども関連施策を一元化するための体制づくりと、子ども関連施策に子どもの意見を反映させるための仕組みづくりを推進します。		
	（２）地域における子育て支援の充実 ・放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習、各種体験の場の充実を図ります。 ・市民の相互援助による子育て支援活動を目的としたファミリー・サポート・センター事業の推進を始め、保護者が楽しく子育てできるよう、気軽に子育て相談ができる場を設け、子育て情報の提供や親子イベントの開催など、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。 ・高齢者と子育て世代が交流する場を提供するなど、子育て世代が相談しやすい環境を整備し、妊娠・育児不安の軽減や孤立化の防止に取り組みます。 ・児童遊園・子どもの遊び場の適正な維持管理を行い、子育てを支援する生活環境の充実を図ります。 ・母子保健施策及び子育て支援施策の両面で、妊娠期から出産・子育て期までに必要なサービスや支援を提供するため、相談業務や関係機関との連携調整を行う「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。 ・市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務を行う子ども家庭総合支援拠点の充実に努めます。 ・子育て支援策を一元管理したサイト等を整備するとともに、パッケージ化した情報をＳＮＳ等を活用し、必要とする人に分かりやすく発信します。		児童課 健康推進課 都市整備課
	（３）保育サービスの提供 ・安全・安心な保育サービスの提供とともに、待機児童ゼロ施策の継続、一時保育やファミリー・サポート・センターを活用した病児・病後児保育の推進及び、外国人児童が小学校での生活に早期になじめることを目指し、日本語指導や学校適応指導を行うプレスクールなど多様なニーズに対する子育て支援の充実を図ります。		児童課

・共働き世帯の増加等に伴い、土曜日の午後保育など多様化する子育て世代のニーズに寄り添った施設運営に努めます。 ・市民ニーズと行政改革の観点から、入所者に多様な選択肢を提供するため、公立保育所の民営化を推進します。		
（４）子どもの安全確保 ・警察・交通安全推進協議会・金魚クラブ（保育所保護者）などとの連携のもと、交通指導を始め、子どもに対する効果的な交通安全教育、啓蒙活動を実施します。また、市民による防犯パトロールを実施します。		児童課 学校教育課 市民協働課
（５）支援が必要な子ども・家庭への対応 ・子どもの発達に応じた療育相談支援事業の充実を図ります。 ・母子通園施設（のびのび園）については、親子で療育に取り組み、多様なニーズに対する子育て支援の充実を図ります。 ・家庭の経済的負担を軽減することに加え、生徒の健全な育成を支援するため、中学校入学時における祝金を支給します。		健康推進課 児童課 学校教育課
（６）要保護児童等への対応 ・要保護児童対策地域協議会を核として、児童・障害者相談センターや警察などとの連携を強化しながら、児童虐待防止対策の充実を図ります。 ・ひとり親家庭の自立支援や障がい児施策の充実を図ります。 ・様々な養育上の問題を抱える家庭を支援員が訪問し、適切な指導助言を行い、保護者の不安軽減を図ります。		児童課 福祉課 健康推進課

施策目標２　高齢者支援の充実

●現状・課題

１）わが国の少子高齢化は世界でも類を見ないスピードで加速の一途をたどり、2030 年の高齢化率は 30%を超えると推計され、社会保障費の急増が懸念されています。

２）本市の総人口は平成 22 年以降おおむね横ばいで推移していますが、65 歳以上の高齢化率（令和２年国勢調査）は 26.4%で、全国平均（28.6%）を下回り、県平均（25.3%）を上回る水準で高齢化が着実に進行しています。

３）増加する介護需要とそのサービス負担の均衡を保ち、持続可能な介護保険制度にするため、介護保険計画にて、多様化する高齢者ニーズを的確に捉えた介護保険サービス量を見込み、必要な介護保険サービスの整備を行う必要があります。

４）認知症などにより判断力が低下した高齢者は、虐待や悪質商法の被害などの権利侵害に遭いやすいという特性があるため、権利擁護の取組を充実させる必要があります。

５）地域包括ケアシステムを構築するための社会資源（サービスや人材等）が不足しています。介護予防・生活支援、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の強化、生きがいづくりの促進、地域密着型サービスの整備を行う必要があります。また、高齢者による家族以外の子育て世代への支援の仕組みや高齢者の活躍の場が少ないため、その対策を行う必要があります。

６）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、一人暮らし高齢者は生きがいを持っている人の比率が比較的低い結果となっており、高齢者の幅広い分野での社会参加を支援するとともに、一人暮らし高齢者の生きがいづくりや居場所づくりに関する取組が課題となっています。

７）健康長寿社会を目指すうえで、生活機能やＱＯＬ（生活の質）の低下を招くおそれのあるフレイル等の対策を行う必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）介護予防・生活支援の総合的な推進 ・介護予防と生活支援の充実のため、介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業の推進を図ります。 ・フレイル・サルコペニア・オーラルフレイル予防による健康寿命の延伸を目指します。 ・高齢者の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センター業務の推進を図ります。		介護高齢課 健康推進課 保険年金課
（２）認知症施策の推進 ・国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、認知症初期集中支援推進事業、家		介護高齢課 福祉課

族支援、認知症サポーターの養成、認知症カフェの運営支援など認知症施策を総合的に推進します。 ・認知症により判断能力が低下した高齢者等における権利擁護の相談窓口となる海部南部権利擁護センターの運営の充実を図ります。		
（３）在宅医療・介護の連携強化 ・高齢化の進行に伴う、医療と介護のニーズを持つ高齢者の増加に対応するため、海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター（あまさぽ）を中心に、在宅医療・介護連携推進事業に取り組みます。		介護高齢課
（４）生きがいづくりの促進 ・ボランティア活動や福寿会活動、シルバー人材センター活動、その他自主的な活動を促進し、高齢者の幅広い分野での社会参加を支援するとともに、仲間づくりや閉じこもり防止の観点からも、高齢者の生きがいづくりや居場所（地域のふれあいサロン等）づくりを推進します。 ・高齢者と子育て世代など多世代が交流する場を提供します。		介護高齢課 児童課
（５）地域に密着した介護サービスの充実 ・住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険制度に基づく居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの充実と適正化チェックを推進します。		介護高齢課
（６）高齢者福祉サービス等の提供 ・給食サービス、タクシー料金助成サービス、緊急通報システムの設置など、在宅生活を支援するための各種福祉サービスを提供します。 ・ささえあいセンター事業を推進します。		介護高齢課

施策目標３　健康づくり・医療体制の充実

●現状・課題

１）市民一人ひとりが自分の健康状態を自覚し、自主的・主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。

２）生活習慣病は、死亡原因の約半数を占めています。また、国民健康保険被保険者の１人当たりの医療費は依然増加傾向にあり、その中でも、生活習慣病に関する医療費が多くを占めています。健康寿命の延伸を目指すためにも、生活習慣病予防の取組が重要となっています。

３）がん検診においては、受診率が伸び悩んでいます。疾病の早期発見・早期治療のため、がん検診の必要性や検診の受診を引き続き啓発していくことが必要です。また、がん検診精密検査未受診者に対し、精密検査を必ず受けるよう勧奨していくことが重要です。

４）核家族化の進行など周囲からの孤立による育児不安を抱える母親が増えており、さらなる母子保健事業の充実に取り組むことが必要です。

５）乳幼児期から高齢期に至るまで歯科保健事業に取り組んでいますが、若い世代や働く世代への歯周病対策が重要な課題となっています。

６）市民一人ひとりの日常的な健康管理を支えるかかりつけ医・薬剤師の普及が課題となっています。

７）土日、祝日及び夜間等休診時の緊急医療対策を広域的に行うことなど、地域医療体制の継続的な取組が必要です。また、かかりつけ医がない等の様々な理由により、近隣の医療機関情報の提供が求められています。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）健康づくり推進体制の充実 ・市民の主体的な健康づくりの取組を支援します。		健康推進課
（２）健康診査・指導等の充実 ・生活習慣病予防に向けた特定健診や特定保健指導の充実を図ります。 ・がん検診等の健康診査の充実、健康教育・健康相談・予防接種等の充実を図ります。		保険年金課 健康推進課
（３）母子保健の充実 ・妊娠・出産期から乳幼児期まで、家庭訪問や相談・健康教育・健康診査・予防接種などを推進し伴走型支援を実施します。		健康推進課

	（４）歯科保健の充実 ・歯科健診・歯周病検診及び歯科教室・歯科相談などの充実を図り、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。		健康推進課 児童課 学校教育課 保険年金課 介護高齢課	
	（５）地域医療体制の充実 ・日頃の健康管理によって疾病予防や病気の早期発見・早期治療ができるよう､かかりつけ医・薬剤師の普及を図ります。 ・救急患者の受入、治療を行う地域の二次救急医療機関及び三次救急医療機関や休日、夜間に診療を行う急病診療所等と連携し、地域医療体制の充実を図ります。 ・必要な人が医療機関情報をすぐに調べられるよう情報提供を行います。		保険年金課 健康推進課	

施策目標４　障がい者支援の充実

●現状・課題

１）平成 25 年の障害者差別解消法の制定など、障がい者の権利擁護に関する国内法の整備が進み、平成 26 年には障害者権利条約が批准され、障がい者に対する市民の理解促進を図り、差別の解消及び権利を擁護していくことが重要です。

２）令和５年４月現在、本市の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は合わせて 2,193 人となっており、障がい者総数は年々増加しています。また、平成 25 年には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）において、障がい者の定義に難病患者等が追加され、障害福祉サービス等が利用できることになりました。

３）少子高齢化により障がい者や介護する家族の高齢化が進んでおり、親亡き後の生活の場を含め、障がい者が自立して、安定した地域生活を送るための支援の充実が必要であり、グループホームの確保が急がれます。

４）療育、訓練を目的とする児童発達支援、放課後等デイサービスの利用も増加しており、障がいのある子どもが、心身の発達に応じて、健全な社会生活を送ることができるような療育支援の充実が求められています。

５）現在、本市では手話、点訳、音訳のボランティア団体による視覚障がい者や聴覚障がい者のための活動が行われています。しかし、ボランティア会員の高齢化により、次の担い手が不足してきており、若い層の育成が重要な課題となっています。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）障がい者支援推進体制の充実と指針の見直し ・指定相談支援事業所、医療機関などとの連携強化はもとより、制度やサービス内容の周知、認定調査の充実、サービス事業者の確保及びサービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保など、障がい者支援推進体制の充実や、持続可能な事業展開を図ります。 ・障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の点検・評価・見直しを行い、一層の体制強化を図ります。		福祉課
（２）生活支援の充実 ・指定相談支援事業所、医療機関やサービス事業者との連携のもと、居宅介護（ホームヘルプサービス）や重度訪問介護をはじめ、日常生活及び日中活動を支援する各種サービスの充実を図ります。		福祉課

・障がい者が身近な地域で自分に合ったサービスを受けることができるよう、相談・情報提供体制の充実や福祉タクシー助成事業の充実を図ります。 ・権利擁護事業の総合的な支援体制の強化に向け、成年後見制度利用支援及び障がい者基幹相談支援の機能を有する海部南部権利擁護センターの運営の充実を図ります。		
（３）保健・医療サービスの充実 ・児童・障害者相談センター、医療機関などとの連携のもと、障がいの予防、早期発見、早期治療、療育、機能訓練体制の充実を図ります。		福祉課
（４）就労支援の充実と社会参加の促進 ・就労移行支援サービスを充実させ、一人でも多くの障がい者が一般企業に就職できるようにするとともに、一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供する就労継続支援サービスを充実していきます。 ・関係機関と連携し、障がい者就業相談窓口を定期的に開設していきます。 ・市内関係機関と連携し、一般就労が困難な人への就労及び訓練の場である福祉的就労の支援を、利用者の立場に立ち、適切かつ円滑に行っていきます。 ・障がい者の社会参加、自己実現に向け、生涯学習・スポーツ・レクリエーション活動を促進します。		福祉課 生涯学習課
（５）住環境の確保 ・障がい者の地域での自立生活を支援するため、近隣市町村も含めた事業者との連携のもと、居住の場として必要となるグループホーム等の確保に努めます。		福祉課
（６）意識啓発等の推進 ・障がいや障がい者に関する市民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図るため、啓発活動や交流事業、福祉教育等を推進するとともに、ボランティア活動や障がい者団体の活動を支援します。		福祉課
（７）自立支援給付と地域生活支援事業の推進 ・障害者総合支援法に基づく、各分野における障がい福祉サービスに対し、介護給付費や訓練等給付費、自立支援医療費などの自立支援給付を行うとともに、指定相談支援事業所、医療機関などとの連携のもと、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移		福祉課

動の支援をはじめとする地域生活支援事業を推進し、日常生活及び社会生活を総合的に支援します。		
（８）障がい者虐待の予防・早期発見体制の充実 ・障害者虐待防止法の施行を踏まえて設置した障害者虐待防止センターを中心に、障がい者虐待の未然防止や迅速な対応、その後の適切な支援等を行い、障がい者の権利擁護を図ります。		福祉課

施策目標５　地域福祉の充実

●現状・課題

１）少子高齢化や核家族化の進行により、福祉ニーズは複雑・多様化しており、個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えている状況のなか、既存の福祉制度では支援の対象になりづらいケースが増えつつあります。そのような様々なニーズや課題に対応するため、包括的な支援体制の整備を進めていく必要があります。

２）地域コミュニティにおいては、人間関係の希薄化に伴い、かつての伝統的な相互扶助関係が失われ、「相談する人」「頼る人」がいない等、社会的孤立が拡大し、家庭内暴力や虐待、引きこもり、孤立死などの社会問題が発生しています。

３）年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる社会を実現することが重要です。

４）従来の福祉サービスの充実に加え、地域住民や事業者、そして行政や関係団体などが連携を図り、協働して地域における支え合いの仕組みを構築していくことが重要です。また、市内で活動するボランティア団体等の周知や担い手の育成も課題となっています。

５）平成 27 年に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対して生活の向上及び自立の支援を図る生活困窮者自立支援制度を第２のセーフティネットとし、最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットである生活保護制度と重層的に機能する支援体系が構築されました。

６）生活困窮者の抱える問題は、経済的な困窮をはじめとして、就職活動の困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした問題等を複数抱えており、その問題がより複雑、深刻になる前に早期に解決を図ることが重要です。

７）こうした中、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業である自立相談支援事業について、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却することを支援するため、社会福祉協議会と連携し、相談支援の窓口となる「生活自立支援センター」を設置しています。

８）支援を必要とする人の中には、地域や社会から孤立していて自分から情報にアクセスすることが難しい人、ひきこもり状態にある人、過去の経験などから行政機関へ相談することに心理的抵抗感がある人もいるため、支援を必要とする人に対して早期かつ適切な支援が可能となるよう、庁内の情報の共有化と地域の身近な相談相手である民生・児童委員、また、自立相談支援機関である生活自立支援センターなどの関係機関と困窮者情報の共有化に取り組むことが必要です。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）福祉サービスを利用しやすい環境づくり ・市民が生活するなかで直面する課題の多様性・複雑性に対応する、また、自分に適した福祉サービスを自ら選び安心して利用することができるよう、県及び市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、海		福祉課 介護高齢課

部南部権利擁護センターなどと連携を強化し、総合的・包括的な相談体制・情報提供体制の整備を図るとともに、市民の権利擁護のための施策を推進します。		
（２）福祉サービスの担い手の充実 ・社会福祉協議会の事業運営にかかる支援を行い、活動の一層の活発化を促進していくとともに、民生・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、ＮＰＯ等と連携を強化し、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。 ・市内で活動するボランティア団体の認知度を高め、より良い地域社会の実現を目指します。		福祉課
（３）市民の福祉意識の高揚と支え合う地域づくり ・一人でも多くの市民が、自身の地域に関心を持ち、福祉活動に参画するよう、広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントを開催します。 ・地域生活課題の洗い出しやその解決に必要となる施策を協議するため、地域福祉推進の主体となる市民等の参画により、地域福祉計画の策定に取り組みます。 ・高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で安全・安心な生活が継続できるよう、民生委員が 70 歳以上のひとり暮らしの方及び 80 歳以上の高齢者のみ世帯を訪問して、見守りや支援のために「福祉票」を作成します。		福祉課 介護高齢課
（４）自立・援助対策の充実 ・困窮の要因となっている就労や家計など、生活の困りごとや不安を抱える市民に対し、専門の相談員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 ・真に困窮している人ほどＳＯＳを発することが難しく、関係行政窓口（収納、国保、介護高齢、教育、児童など）や様々な福祉関係の相談機関の間で把握している情報を、早期かつ適切な対応を可能にするために共有できる仕組みを設けます。		福祉課

■基本目標３【教育・文化・スポーツ】

３－１　学校教育の充実

基本目標３　心豊かで文化を育む人づくりのまち【教育・文化・スポーツ】

施策目標１　学校教育の充実

●現状・課題

１）学習指導要領の趣旨、愛知県教育委員会の示す基本理念をふまえ、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力を育む特色ある教育の一層の充実、信頼される学校づくりを進めていく必要があります。

２）企業誘致により、外国人就労者が増え、学校現場で日本語指導が必要な生徒も増加しているため、学習・相談等の多言語化が必要です。

３）令和５年５月現在、本市には、市立小学校が８校、市立中学校が３校ありますが、学校施設の老朽化により、安全点検を強化するとともに施設の長寿命化を図っていく必要があります。また、時代に即した情報教育を実施するため各種関連機器等の充実を図る必要があります。

４）現行の通学路において、児童・生徒の通学時間帯に交通事故等が発生する危険があり、防災・防犯対策を中心とした、安全・安心な環境づくりを進めていく必要があります。

５）少子化により小中学校の児童・生徒数が減少している地区もあることから、地区単位を意識した学校のあり方や小規模校の編入再編を進めていく必要があります。

６）情報化社会の進展の中、依然として存在するいじめと、減少に転じない不登校の克服に向けて、予防と早期発見、早期解決する必要があります。また、小中学校において、悩み事等を相談できる体制づくりと、さらにＷＥＢで相談できる環境づくりの必要があります。

７）教員の長時間勤務、教職員の定数や支援スタッフ、校務の効率化等様々な課題を抱えています。質の高い教育を提供し続けられるよう、学校における働き方改革が必要です。

８）地域移行する部活動のため、外部指導者等の確保、家庭の金銭的負担、スポーツクラブの振興等を図る必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）生きる力の育成を重視した教育活動の推進 ・主体的・対話的で深い学びの視点から学習過程を質的に改善させ、確かな学力・道徳的心情の育成、社会に参画する能力の育成を図ります。 ・広島派遣研修等の体験学習を重視し、豊かな心を育てます。 ・小中が連携して英語教育指導法を研究し、グローバル化社会に対応できる児童・生徒の育成を図ります。		学校教育課

・県や専門家等と連携して特別支援教育や通級指導教室の充実等を進めるとともに、適切な就学相談・指導をします。 ・全小中学校でラジオ体操の励行を促し、また、各学校の特色ある体力づくり面、健康増進面での活動を活発化し、健康都市宣言にふさわしい取組を行います。 ・日本語指導が必要な外国人生徒が増加していることから、学習・相談等の多言語化対応による教育支援の充実を図ります。		
（２）保・幼・小・中の連携強化 ・幼児教育の重要性をふまえ、幼稚園教育の振興と就園についての支援を行います。 ・保・幼・小・中の連携を強化し、関係機関と協働して、適切な学びの場の選択にかかる相談活動を充実させます。		学校教育課 児童課
（３）学校施設・設備の整備 ・四季を通して子どもたちの安全・安心な学習・生活の場として、老朽化した校舎、体育館等の危険箇所の改善をするとともに、個別施設計画に基づき小中学校の長寿命化改修を計画的に推進します。 ・パソコンやタブレット、電子黒板、ネットワークの充実等教育のＩＣＴ化を推進し、また、学校図書館の充実など教育環境の整備を図ります。		学校教育課
（４）防災教育の推進と通学時の安全対策の推進 ・台風、地震、津波など、この地域に特有な災害を想定した避難訓練を地域と連携して実施し、防災意識を高めます。 ・通学時における安全対策として、通学用ヘルメット・防犯ブザーを配付し、また、自転車通学に対する安全教育と啓発に取り組みます。 ・スクールガードとの連携を強化し、地域ぐるみで交通安全・防犯に取り組みます。 ・通学路の点検・見直しに加え、危険箇所の抽出と対策により、交通事故の危険因子を減らす取組を進めます。		学校教育課 土木課 市民協働課
（５）開かれた、信頼される学校づくり ・学校支援者（ボランティア）制度や学校評議員制度の活用等、チーム学校として課題解決能力を高めます。また、ホームページ等を充実させることで情報発信力を向上させ、地域に開かれた学校、信頼される学校づくりを進めます。		学校教育課

・教職員の研修や研究活動の充実等を促進し、教育専門職としての力量・資質の向上を促進します。		
（６）学校規模の適正化に向けた取組の推進 ・教育環境の充実を図るため、児童・生徒数が減少傾向にある地区における学校の望ましいあり方について検討し、学校規模の適正化に向けた取組を推進します。 ・一学年複数クラス維持や男女比率の適正化のための小中学校の再編を推進します。		学校教育課
（７）いじめ・不登校等の克服 ・いじめ・不登校の未然防止に努め、地域や関係機関との連携を強化し、教育相談活動の充実を目指します。また、適応指導教室を一層充実させ、問題の克服に向けた強化を図ります。 ・子どもからの相談の仕組みに加え、ＷＥＢ相談体制を整えます。		学校教育課 児童課
（８）教員の多忙化解消プラン ・校務支援システムを充実させ、教員の事務を簡素化します。 ・外部から部活動指導員、スクール・サポート・スタッフを導入し、教員の負担を減らします。		学校教育課

施策目標２　生涯学習の充実

●現状・課題

１）生涯学習は、市民が自己の充実や啓発、生活の向上などのために、必要に応じて各自に適した手段・手法で、自発的意思に基づいて生涯を通して行う学習です。インターネットの普及による活字離れや、働き方・価値観の多様化により、市民の生涯学習ニーズは多岐にわたっています。その学習意欲に対応するため、総合社会教育センターを拠点に子どもから高齢者までを対象とした様々な教室・講座を開催し、充実させていく必要があります。

２）市主催の各種教室等は、参加者の固定化や自主的な学習活動への移行の遅れといった課題がみられます。自らが学ぶための社会教育団体の育成や、市民が積極的に参加できるよう「生涯学習やとみ」やホームページ等による学習情報の提供を充実させていく必要があります。

３）図書館の運営において、子どもや親子など利用者のニーズを取り入れた運営が求められています。

４）社会教育関連施設は建設から 25 年以上経過し、老朽化への対応、施設・設備のリニューアル等、市民の学習ニーズに効果的に応えられる体制づくりのためソフト・ハード両面からの総合的な取組を進める必要があります。

５）社会が急速に変化していく中で、市民が豊かな心を持って暮らしていくため、自らの地域社会に目を向け、主体的に関わることができる人を育むことが求められており、生涯学習で得た知識や技術等の成果を職場や地域社会で積極的に発揮できるような循環型の生涯学習システムの確立が必要です。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）生涯学習に関する指針の策定・推進 ・本市の生涯学習施策の総合的な指針となる生涯学習推進計画を策定し、生涯学習施策を体系的に推進します。		生涯学習課
（２）生涯学習講座・教室の充実 ・自らの地域の歴史・文化を学ぶことのできる生涯学習講座を企画し、一層の学習機会の充実を図ります。		生涯学習課
（３）図書館の充実 ・図書館では、親子が安心して利用できる空間・雰囲気を作るとともに、利用者目線での図書館運営を目指します。		図書館
（４）関連施設の計画的な改修・設備修繕 ・安全で快適な学習環境を提供するため計画的な施設改修・修繕を図ります。		生涯学習課
（５）指導者の育成・確保・活動の促進		生涯学習課

	・生涯学習活動をサポートする指導者・ボランティアを育成・確保しながら、地域での活動を支援します。また、適切な助言・指導のできる専門員、生涯学習アドバイザーの設置を図ります。			

施策目標３　スポーツの振興

●現状・課題

１）スポーツは、心身の健全な発育・発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは健康寿命の延伸にもつながり、極めて大きな意義を持ちます。

２）市民相互の交流やスポーツの普及のため、スポーツ推進委員・スポーツ協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブが連携して、スポーツ行事や各種大会・教室を開催しています。そのような中、市民の健康体力づくりへの関心が高まり、スポーツを通じた健康・体力増進に対する期待は大きくなっています。そのため、ライフステージや個々人の生活状況に応じた「スポーツ」に親しむ環境づくりを進めていく必要があります。

３）本市には、スポーツ活動の中心となる総合体育館、スポーツセンター、グラウンドなどが充実している上、学校体育施設の開放を行っており、今後も「スポーツ」をする場の充実を図っていく必要があります。また、既存の施設は、老朽化に伴い、維持管理に要する経費の増大が懸念されます。そのため、各施設の利用実態や老朽化度合に応じ、計画的に整備を行うなど、施設の維持管理コストの削減方法を考える必要があります。

４）令和８年に愛知・名古屋で開催予定のアジア競技大会を契機として、各種スポーツ団体と連携し、アスリートの発掘・育成・強化の推進を図るとともに、市民がいつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しむことができるよう、それぞれの楽しみ方に合わせた環境づくりが必要です。また、市外から集客可能な大規模イベントが少なく、スポーツによる賑わいを創出するため、新たな分野への挑戦等のスポーツ振興が求められています。これまで、スポーツ大会等で活躍した選手のＰＲが広報誌等にとどまっているため、さまざまな情報発信手段を活かしたＰＲ方法を考えていく必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）スポーツ推進計画の策定・推進 ・本市のスポーツ施策の総合的な指針となるスポーツ推進計画を策定し、スポーツ振興施策を体系的に推進します。		生涯学習課
（２）スポーツ団体の育成 ・スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの育成支援に取り組みます。また、「なぎなた」のまちとして、なぎなた競技活動を支援します。		生涯学習課
（３）スポーツ施設の整備・充実 ・既存施設の利用実態や老朽化の状況等を勘案しながら、安全・安心して利用できる施設環境を整備充実させ、多くの市民の利用を促進します。		生涯学習課
（４）スポーツ振興の充実		生涯学習課

・誰でも目的や体力に応じて気軽にスポーツ活動へ参加し、体力の向上や健康づくりができるよう、各種スポーツ団体と連携し、多様なスポーツ活動の機会を提供します。 ・スポーツにおいて全国大会等で活躍した選手を市内外へＰＲするために動画等を配信し、選手のモチベーションの向上を図ります。 ・令和８年のアジア競技大会開催を契機に、アスリートの発掘やスポーツの振興を図ります。 ・アジア競技大会や県の武将観光等と連携し、本市の魅力的なコンテンツを披露する場を確保することで、地域の活性化を図ります。 ・市民の誰もが楽しんでスポーツに親しめるよう「スポーツフェスティバル」を開催します。 ・スポーツを通じて市外からの人の流れを創出します。		

施策目標４　文化・芸術の振興

●現状・課題

１）市文化協会加盟の文化団体が中心となり年２回、文化展、洋邦楽舞発表会を開催しています。しかし、文化団体への新規加入や若い世代の入会は少なく、会員の高齢化が進み、団体数・会員数ともに微減しています。

２）市内に国指定重要文化財１件、県指定１件、市指定 17 件の文化財が所在していますが、文化財を活用した事業の開催が少なく、市民の関心が高いとは言えない状況にあります。また、地域の祭りや芸能などの伝統文化の衰退化もみられます。

３）歴史民俗資料館が令和４年４月に移転・リニューアルオープンし、初年度の新施設への入館者は３万３千人となり、大幅に増加しました。今後も、市内外に向けて本市の魅力を幅広く情報発信し、新たな施設を活用して本市の歴史・文化について認識を深めてもらう必要があります。

４）過去に、漢学者や画家など多くの文化人を輩出しており、歴史民俗資料館において資料収集や調査研究を進めていますが、市民の認知度は依然高いとは言えません。移転後の歴史民俗資料館を活用して、引き続き文化人の認知度を高めていく取り組みが必要です。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）文化芸術団体、指導者の育成 ・市民主体の文化芸術活動の一層の活性化を促進するため指導者の育成・確保を図ります。		生涯学習課
（２）文化財の保存活用 ・無形文化財保存団体への助成及び文化財保存会との協働により、本市の無形文化財（伝統芸能）の保存と伝承活動を推進します。 ・本市の有形文化財の保存・普及事業を推進します。 ・コロナ禍により抑制を余儀なくされた活動を元に戻すとともに、より活性化するよう支援します。		歴史民俗資料館
（３）歴史民俗資料館の有効活用 ・新施設を活用して、新規入館者やリピーター確保に向けた新たな企画展やワークショップなどの事業を充実します。 ・本市の歴史・文化に関して、ＳＮＳを活用し、更なる情報発信を行います。 ・市内小学校との連携により、地域の歴史・文化の理解及び共有を図ります。		歴史民俗資料館
（４）本市出身の文化人の顕彰 ・本市出身の文化人について、調査研究及び資料収集を行います。		歴史民俗資料館

・本市出身の文化人に関し、ガイドボランティアや文化団体との協働により情報発信の機会を増やし、市内外への普及を図ります。		

施策目標５　青少年の健全育成

●現状・課題

１）子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化により近年大きく変化しています。
青少年をめぐる課題は、少年非行、子どもの貧困、いじめ、児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用、さらに、ニート、ひきこもりなど若者の社会的自立の遅れなど深刻かつ多様になっています。また、スマートフォン等が急速に普及したことで青少年の生活環境も大きく変化し、利便性が向上した一方で、違法・有害情報の氾濫、不適切な利用によるトラブルが後を絶たず問題となっています。

２）若者に望ましい勤労観と職業観を身に付けさせ、明確な目的意識をもって職に就くとともに、仕事を通じて社会に貢献する態度と行動力を身に付けさせる必要があります。

３）本市では、青少年問題協議会を設置し、青少年を取り巻く様々な問題を研究・協議するとともに、毎年青少年健全育成推進大会を開催し、青少年活動の発表の場を提供しています。

４）地域・学校・家庭等が連携し、青少年が様々な体験活動や交流機会を通じて豊かな人間性を育み、地域の担い手として健全に育成されるような取組を積極的に進めていく必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）青少年健全育成体制の充実 ・県・団体・青少年問題協議会と連携し、青少年犯罪防止講演、街頭指導、有害環境の浄化等の活動を推進し、健全な社会環境づくりを目指します。 ・青年の学び直しや働きながらの学習機会の情報を発信し、若者の学びの促進と支援をします。		生涯学習課
（２）キャリア教育の促進・充実 ・中学校２年生を対象に市内の事業所において、３日間の職場体験学習を実施し、地域の人々との交流を通して健全な勤労観・職業観を育てます。		学校教育課
（３）青少年の体験・交流活動等の促進 ・郷土学習や地域行事への参加、ボランティア活動等、体験・交流活動や社会活動等の機会の充実を図ります。 ・市民ワークショップ等への参加・活動を促進し、地域の担い手となれるよう地域と協働して育成・指導を図ります。 ・二十歳のつどいの実行委員会を募り、自主的・創造的な式典とイベントを開催します。		生涯学習課 歴史民俗資料館
（４）地域・学校・家庭等の連携による教育力の向上		生涯学習課 学校教育課

・地域・学校・家庭等の連携を図り、教室・講座を開催します。また、広報・啓発活動を推進します。 ・地域移行部活動などの放課後の子どもの居場所づくりを地域・学校等関係機関と連携・協働して推進します。		

基本目標４　人と地域の資源を活かし、にぎわいを生み出すまち【産業・雇用】

施策目標１　農水産業の振興

●現状・課題

１）長期にわたる米価の低迷や生産調整の継続実施、輸入農産物との競争の激化をはじめ、農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状態にあります。
２）ＴＰＰへの参加など関税の撤廃による貿易自由化の動きの中で、本市を含むわが国の農業全体が大きな影響を受けることが懸念されています。
３）農業に従事する人材の不足や高齢化、後継者不足、これらに伴う遊休農地・耕作放棄地等の発生が懸念され、これらをふまえた防止対策が求められています。
４）国、県、関係機関等との連携を一層強化し、生産基盤の充実を進め、意欲と能力のある多様な担い手の育成を進めるとともに、農産物の生産性向上や高品質化を促進していく必要があります。
５）環境保全型農業の促進など、多様な農業振興施策の推進による成果が求められています。
６）地産地消の促進を進める農産物の販売スポット、６次産業化の研究・推進、農業のＩｏＴ化、ＩＣＴの活用など、多様な取組を一体的に推進していく必要があります。
７）本市の金魚養殖は古くから盛んに行われ、金魚三大生産地の一つに数えられる重要な地場産業です。しかしながら、金魚需要の減少など経営環境は厳しく、後継者不足による金魚養殖者数は減少しており、弥富金魚漁業協同組合と連携しながら、生産技術の向上、後継者育成、金魚の展示・ＰＲの取組を支援し、金魚養殖の振興を図る必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）農業生産基盤の充実 ・農業者が安定的、効率的に営農できる体制を整えるため、国、県、関係機関等と連携し、用水の安定確保及び排水不良の改善を目的としたかんがい排水施設の整備・更新を行い、農業生産基盤を充実させます。		産業振興課
（２）多様な担い手の育成・確保 ・農業経営の指導・安定強化と農地中間管理事業や農作業受委託の促進等により、耕作放棄地の発生を防ぎ、意欲と能力のある営農組織の育成・確保に努めるほか、研修・交流会などの就農支援施策を推進します。 ・県・あいち海部農業協同組合が取り組む支援や相談窓口を有効活用し、担い手を確保します。		産業振興課 観光課

・特産物の付加価値を高めるべく、情報発信に取り組み、地場産業の振興を図ります。		
（３）農産物の生産性の向上、高品質化の促進 ・国、県、関係機関等との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、ＩＣＴの活用等による効率的な生産技術の導入や作付けの集団化、機械・施設の導入により、生産性向上や高品質化、特産品開発を促進します。		産業振興課
（４）環境保全型農業の促進 ・食の安全・安心、消費者への信頼確保、環境保全に向けて有機・減農薬栽培の促進を支援し、環境保全型農業を促進します。		産業振興課
（５）地産地消の促進 ・学校給食などへの農産物供給体制の整備、市内商業施設との連携、ＰＲ活動の強化等により地産地消を促進します。		産業振興課
（６）農業の６次産業化の研究・推進 ・農業生産と加工・販売の一体化や、地域の資源を活用する新規産業の創出などによる所得と雇用の確保を図るため、６次産業化の実現に向けた取組を推進します。		産業振興課
（７）内水面養殖漁業の振興 ・弥富金魚漁業協同組合へ補助金を交付し、金魚の品質向上、生産向上及び後継者育成などの取組を支援し、イベント等で金魚の魅力をＰＲ、情報発信することにより、金魚養殖の振興を図ります。		観光課

施策目標２　商工業の振興

●現状・課題

１）市内では、古くから駅周辺や国道１号沿いに多くの商業施設が立地していましたが、大型商業施設の影響や高齢化・後継者不足もあり、商店街や駅周辺の商業施設を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
市内にはＪＲ関西本線・名鉄尾西線・近鉄名古屋線の鉄道３路線、東名阪自動車道・伊勢湾岸自動車道・国道１号・23 号・155 号、西尾張中央道などの幹線道路が走り東西のアクセスに恵まれています。
商工業者が抱える諸問題の解決等を図る経営支援や、新たに創業を目指す人を支援する地域の商工業の先導役である商工会を支援し、連携を強化する必要があります。また、商工業の活性化のためには、飲食店等の起業者及び新規出店を考える企業者への支援が必要となります。

２）商工業の振興や経営力拡大のため、愛知県や愛知県信用保証協会、市内や近隣の金融機関と協力した融資制度のさらなる活用を促す必要があります。

３）南部の名古屋港西部臨海工業地帯には、弥富ふ頭、鍋田ふ頭の二つのふ頭を擁し、産業や物流の拠点となっており、名古屋港管理組合により貯木場の埋立地の分譲が行われ企業の誘致が行われています。安定した税収の確保・雇用の創出のため、新たな企業誘致、既存企業の事業の活性化を図る必要があります。

４）地域資源を十分に活かした「弥富ブランド」を確立し、市内外へ発信することに加え、拠点づくりや販売、検証の統一的な仕組みにより、商工業の振興が期待されます。また、本市が持つ資源を、まちづくりや賑わいづくりに最大限活用していく必要があります。そのためには、農業者と商工業者とが協同し、双方の強みを活かして相乗効果を生み出す農商工連携が重要であり、そのビジョンを定める必要があります。

５）市内で開催されるイベント等で商店等が出店できる機会を増やすことや、個人商店や小規模店舗等で空き店舗となっている建物の活用が求められています。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）商工会の支援・強化 ・商工業振興の先導役である商工会の支援と強化を図ります。 ・商工会と連携し、経営発達支援、創業支援、事業承継支援を推進します。 ・飲食店等の新規出店企業者支援事業（上限 50 万円）の制度を新たに実施します。また、その取組を市外へも発信し、新規出店者の呼び込みを推進します。 ・駅前や商店街等を活用したイベントを商工会の協力により開催し、商工業の振興を図ります。		産業振興課
（２）既存企業の活性化の促進		産業振興課

・中小企業や小規模事業者の資金調達の円滑化のため、愛知県と連携し、市内・近隣の金融機関に原資を預託し、融資利便性の向上を図ります。 ・資金融資を受けた際の信用保証料を補助します。		
（３）企業誘致の推進 ・交通アクセスに恵まれた利便性を活かして、優良で魅力ある企業の立地を推進します。		産業振興課
（４）農商工連携の推進 ・農業者と商工業者とが協同し、双方の強みを活かして相乗効果を生み出す農商工連携を進めるためのビジョンを確立します。		産業振興課

施策目標３　観光の振興

●現状・課題

１）本市には、海南こどもの国や野鳥園等の県営の施設をはじめ、国の重要文化財である服部家住宅や弥勒寺の銅造阿弥陀如来坐像をはじめとする文化財、金魚、米、トマトなどの特産品があります。

２）市内の観光施設等では、それぞれにおいてイベントや情報発信を行っています。さらに集客を図るため相互に連携し、情報発信及びＰＲをしていく必要があります。
令和４年 10 月２日、弥富まちなか交流館１階に弥富金魚水族館「YaToMi AQUA」がオープンし、10 種類を超える金魚の展示に加え、金魚すくいコーナーの常設、歴史民俗資料館のリニューアルオープンと併せ、観光入込客数の増加に寄与していますが、弥富まちなか交流館を観光拠点として、更に市内外へ本市の情報を発信するとともに、リピーターを増やすべく新たな観光資源の創出を図る必要があります。

３）桜まつり、夏まつり・秋まつり、金魚日本一大会、金魚すくい大会等のイベントを通して、「金魚のまち」として弥富の認知度を高めるべく事業を推進してきましたが、三ツ又池公園の整備状況を見据えて、事業の見直しや観光協会と協力した新たな形でのイベント事業が求められています。今後は新たに人を呼び込むだけでなく、リピーターの獲得という点にも目を向けた新しいスタイルのイベントを開催するなどの取組が必要です。

４）市観光協会が独自に公式ホームページを開設するなど様々な広報媒体等を活用して、本市の観光の魅力を紹介するとともに、ボランティア団体と連携して市民の地域への誇りや愛着を醸成していく必要があります。

５）さらなる観光客の誘客に向けては、観光圏を広域的に捉え、近隣市町村との連携を図り、広域で観光の周遊性を高め、相互の観光の魅力を高めていく必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）観光協会の支援 ・観光協会に対し支援を行い、観光の振興に向け、各種活動の活性化を図ります。		観光課
（２）観光資源の充実・活用 ・観光協会との連携により、桜まつりや夏まつり・秋まつりを行い、海南こどもの国を始めとする市内各施設とイベント等の相互協力を進め、さらにボランティア団体との連携により観光の充実・活用を図ります。 ・YaToMi AQUA を観光施設として活用し、市内観光のＰＲを推進します。		観光課

（３）広域観光体制の充実とＰＲ活動の推進 ・近隣市町村、海部地域観光ネットワーク協議会、木曽三川下流地区広域観光連携協議会との連携により、広域観光の振興を図り、様々な広報媒体等を活用し、観光ＰＲを推進します。		観光課

施策目標４　雇用対策・勤労者福祉・消費者保護の充実

●現状・課題

１）愛知県では、コロナ禍による落ち込みから雇用の持ち直しの動きが広がりつつある中で、人手不足の状況にありますが、若年層を中心とした職業意識の多様化や雇用のミスマッチ、就職支援が必要な人々の増加等、労働条件や雇用状況にはなお多くの課題がみられます。特に65歳以上の高年齢求職者が増加する中、就業機会を確保できる体制づくりが重要となります。

２）若年者を始めとする女性、高齢者、障がい者など、より多くの市民が多様な働き方を選択し、能力が発揮できる環境を整備していくことが求められています。

３）各種の産業振興施策を一体的に推進するほか、県、ハローワークなどとの連携のもと、雇用機会の確保や雇用の促進に向けた取組を進めていく必要があります。

４）安心して働き続けられる環境をつくるため、関係機関と連携し、労働環境の充実を図っていく必要があります。

５）働き方改革や新型コロナウイルス感染症等に伴い、テレワークが浸透してきている中、オフィス環境の整備を検討していく必要があります。

６）訪問販売の契約トラブル、振り込め詐欺、料金の架空請求、インターネット情報サイトでのトラブルなどの被害は増え続けています。

７）消費者トラブルの被害に遭ってしまっても、消費生活相談員による適切なアドバイスが行えるよう、相談体制を充実する必要があります。

８）海部地域消費生活センターを中心とした消費者教育・啓発事業・消費生活相談を行い、消費者の安全確保に努める必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）雇用機会の確保と雇用の促進 ・企業誘致を始めとする各種産業振興施策の推進を通じて、雇用機会の確保・充実を図ります。 ・県、ハローワーク等との連携のもと、就職相談や情報提供、事業所への啓発等を推進し、若年者を始め、女性、高齢者、障がい者の雇用促進を図ります。 ・高年齢者の就業機会が確保できる体制づくりを確保します。		産業振興課
（２）勤労者福祉の充実 ・事業所への啓発等により労働条件の向上や育児休業制度・介護休業制度の一層の普及など働きやすい環境づくりを促進します。		産業振興課

（３）消費生活相談の充実 ・海部地域消費生活センターを中心として、消費者トラブルを未然に防ぐための情報提供や適切なアドバイスを行えるよう消費生活相談体制の充実を図ります。		産業振興課

■基本目標５【都市基盤】

５－１　上下水道の充実

基本目標５　良好な都市基盤が整った便利で快適に暮らせるまち【都市基盤】

施策目標１　上下水道の充実

●現状・課題

１）本市の汚水処理は、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント及び民間設置集中浄化槽により計画していますが、まだ事業が完了していない公共下水道の整備状況については、公共下水道区域 548.4ha のうち令和４年度末までの整備面積は 373.7ha で、計画区域面積に対して 68%と低いため、早期完了を目指す必要があります。

２）農業集落排水等の汚水処理施設の中には供用開始から 15 年以上経過したものもあることから、施設の老朽化が目立ち、今後も適正に維持管理するため設備の保守点検や修繕に努める必要があります。

３）公共下水道事業は多額の費用と長期にわたる年月を必要としますが、将来の本市にとって必要不可欠な事業であり、経済性・効率性を考慮し、また、市民の理解と協力を求めながら、引き続き事業を計画的、効率的に進めていくとともに、供用開始区域における施設の適正な維持管理と接続の促進に努める必要があります。（事業期間：2030 年まで、事業費：19,047 百万円、過去５年の平均維持管理費：115 百万円）

４）海部南部水道企業団創設から 60 余年が経過し、多くの水道施設が耐用年数を迎え又は控えている現状において、水道施設の老朽化対策及び災害対策である耐震化は迅速に取り組んでいく必要があります。

５）人口の減少や節水型社会への移行等により水需要の伸びが見込めない中、現行の料金体系を１年でも長く維持できるよう、適切な建設投資に努め、効率的かつ効果的な事業運営を推進しながら、経営基盤の健全化、安定化の体制強化を図っていく必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）公共下水道事業の推進 ・市街化区域の下水道整備を効率的に進めていきます。		下水道課
（２）農業集落排水施設等の適正管理 ・農業集落排水施設等の適正な維持管理と接続の促進を図ります。		下水道課
（３）下水道事業の健全運営 ・施設の効率的な維持管理の推進、経費の節減などにより、下水道事業の健全運営を目指します。		下水道課
（４）水道施設の整備		環境課

・水道施設の老朽化対策及び地震等災害対策として、耐震性の低い経年管や配水池等その他老朽化施設の耐震化又は更新を進めます。			
（５）水道事業の健全運営 ・業務の効率化や定員管理の適正化等、経費削減及び適切な建設投資を進め、より質の高いサービスを実施します。		環境課	

施策目標２　道路・交通網の充実

●現状・課題

１）本市の都市計画道路は、19 路線が計画決定されており、整備済（暫定供用含む）の路線は、伊勢湾岸道路（伊勢湾岸自動車道）、東名阪道路（東名阪自動車道）、西尾張中央道（県道蟹江飛島線・名古屋西港線）など５路線、整備中の路線が 10 路線、未着手の路線が４路線となっています。

２）都市計画道路は、市北部の市街化区域周辺に多く計画されていますが、市街化調整区域を中心に暫定供用や未整備の区間が多く、今後は都市計画道路を見直していく必要があります。

３）ＪＲ関西本線、名鉄尾西線、近鉄名古屋線の鉄道３路線が走り、５駅が設置されており、本市のコミュニティバスが連絡線として運行していますが、高齢社会を迎える中で、バス交通網の利便性の向上が求められています。

４）尾張西部地域を南北に縦断し市内を走る西尾張中央道は、伊勢湾岸自動車道をはじめとする高規格幹線道路や国道１号、23 号等の広域幹線道路と交差していることに加え、名古屋港へアクセスすることから、大型貨物輸送の需要が高く、朝晩を中心に著しく渋滞が発生しています。

５）弥富駅北口交通広場及び弥富駅中央駅前広場ほか２駅前広場が都市計画決定されており、交通結節点機能の強化が求められています。

６）発生が危惧されている南海トラフ地震への備えをはじめ、災害時の避難や救援活動に資する、さらなる広域的な道路ネットワークの構築が求められています。

７）交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。

８）広域交流基盤の強化のため、市内南北方向の道路網の充実、市街地の拠点機能の強化を見据えた道路整備が求められています。また、高度成長期に整備された道路施設の急速な老朽化をふまえた、計画的修繕対策の必要があります。

９）規定上の橋りょうの定期点検を実施し、修繕が必要と診断された橋りょうについて計画的な修繕などの維持管理を行う必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）都市計画道路の整備 ・都市計画道路及び駅前広場等の整備を計画的、効率的に進めます。		土木課 都市整備課
（２）都市計画道路の見直し ・社会・経済情勢の変化等をふまえ、都市計画道路の見直しを進めます。		都市整備課
（３）公共交通の利便性向上〈再掲〉 ・地域や行政、交通事業者等が協働・連携し、地域特性や利用特性に応じたコミュニティバス等の公共交通の効率化や、自ら移動手段を持たない人に病院や		市民協働課

商業施設等への日常的移動手段を提供することで、気軽に外出できる環境の形成を図ります。		
（４）地域高規格道路の整備促進 ・一宮西港道路の早期実現に向け、関係自治体で国や県等の関係機関に対して、引き続き要望していきます。		土木課
（５）国・県道の整備促進 ・国道１号の４車線化及び桁下が低く、堤防が断面不足をしている尾張大橋の架け替えの早期事業化や名古屋第３環状線及び弥富名古屋線等の早期完了に向け、関係機関に対して、引き続き要望していきます。		土木課
（６）市道の整備 ・幹線道路の早期整備を進めるとともに、老朽化した道路施設を計画的かつ効率的に維持・管理します。		土木課
（７）橋りょうの維持管理 ・定期点検において早期に修繕が必要と診断された橋りょうについて、修繕の優先順位を定め、計画的な修繕を図ります。		土木課

施策目標３　治水対策の充実

●現状・課題

１）近年、気候変動による集中豪雨や激化した台風の影響により、本市でも浸水被害が発生する可能性があるため、浸水対策の検討の必要があります。

２）市域のほとんどが海抜「ゼロメートル地帯」であり、雨水は自然に排水されることはないため、排水路の流末にある大小あわせて 12 か所の排水機場による強制排水に頼らざるを得ない状況です。土地改良事業の継続的実施は推進するべき事業ですが、膨大な事業費を要するため、計画的な整備が必要です。

３）排水機場の耐用年数は、コンクリート構造物は概ね 40 年、ポンプ等の施設機械は概ね 20 年となっており、浸水被害を未然に防止するためには、施設の適正な維持・保全及び計画的な整備・更新が必要不可欠です。

４）雨水を各排水機場へ導く幹線排水路についても、鋼製矢板で造られた水路のうち約 8km の区間において腐食等の老朽化が進んでおり、地域全体の排水機能の維持、向上のためには、排水機場と併せてこれら排水路についても計画的に更新していく必要があります

５）市域のほとんどが海抜「ゼロメートル地帯」であるため、浸水などの危険が迫っている場合に一時的に避難する緊急時避難場所の確保が求められています。

６）今後、発生が危惧されている南海トラフ地震等への対応として治水上の安全度の向上が求められており、海岸堤防や河川堤防の高潮・耐震対策が必要となっています。特に、木曽川左岸堤防の高潮対策等には、尾張大橋などの河川横断工作物改修の早期着手が重要です。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）市街地排水路の維持整備〈再掲〉 ・市街地における浸水被害を防止するため、維持整備を計画的に進めるとともに、既設排水路の適正管理を目指します。		下水道課
（２）基幹排水施設の整備・更新〈再掲〉 ・本市地域一帯の排水を担う排水機場及び幹線排水路等について、その機能を確実に発揮させるために、国、県、関係機関等と連携し、各施設の整備・更新を計画的に行うとともに、土地改良区が行う排水機の運転・管理に対する支援を行います。 ・県と連携した湛水防除事業等、命を守る土地改良事業を計画的かつ着実に進めていきます。		産業振興課
（３）緊急時避難場所の確保〈再掲〉 ・浸水などの危険が迫っている場合の避難場所を確保するため、公共施設のほか、民間等が所有する構造・高さを満たした堅牢な建物を、緊急時避難場所として指定するとともに、自治会と民間企業等との		防災課

災害協定の締結を支援します。		
（４）海岸堤防や河川堤防の整備 ・海岸堤防の耐震対策の促進及び木曽川左岸堤防や善太川等の河川堤防の高潮・耐震対策の早期完了について、関係機関に対して、引き続き要望していきます。		土木課 産業振興課

施策目標４　市街地の整備

●現状・課題

１）本市では、市全域が都市計画区域（名古屋都市計画）に指定されており、令和５年４月現在、市街化区域が 1,110ha（23.0%）、市街化調整区域が 3,718ha（77.0%）となっています。

２）市街化区域は、北部の弥富駅及び佐古木駅周辺地域と、南部の港湾地域及びその後背地に指定され、北部は居住系・商業系市街地が中心で、南部については全てが工業系市街地となっています。港湾地域の後背地では、工業系の土地利用の需要が大きくなっており、今後も社会情勢の変化に合わせ、土地利用等を見直す必要があります。

３）本市の玄関口でもあるＪＲ・名鉄弥富駅の自由通路及び橋上駅舎の整備に合わせ、魅力ある景観づくりを進めます。また、弥富駅周辺においては、駅前の賑わいが乏しく、飲食店、診療所等の生活利便施設等の誘致による活性化を望む声が多く聞かれ、新市街地の整備が検討されています。また、駅前整備事業等に関し、広く市民に情報を発信し、さらに理解を得ていく必要があります。

４）人口減少が進行する中、市街地では、空地や空家が目立ち始め、都市のスポンジ化が進んでいます。市街地の拡散を抑制し、都市的機能が集約され、公共交通ネットワークが充実したコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

５）市街地内の農地を貴重な資源と捉え、新市街地の整備と合わせ、新たな生産緑地の指定を検討する必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）コンパクトなまちづくりの推進 ・人口減少や高齢化が進む中で、誰もが便利で快適に暮らせる維持可能なまちづくりを目指し、コンパクトな都市構造を推進します。		都市整備課
（２）市街地の計画的整備 ・ＪＲ・名鉄弥富駅の自由通路及び橋上駅舎の整備を行うことで、鉄道により分断された南北の連絡の確保及びバリアフリー化を図ります。また、自由通路整備に合わせ、弥富駅北口交通広場を整備し、交通結節点としての機能向上を図ります。 ・駅前のポテンシャルを最大限に活かし、人が行き交い、賑わいがもたらされるまちづくりを推進します。 ・新市街地の土地利用動向等をふまえ、市街化区域及び用途地域見直しを行います。		都市整備課

・新たな活力の創出に向け、港湾地域における物流・産業拠点の形成と連動し、港湾後背地における工業系土地利用を促進します。 ・駅前整備事業等の動向や現状等について、本市の魅力として情報発信を行います。		
（３）市街地緑地の保全 ・市街化区域内農地について、多面的な機能を考慮し、生産緑地の保全を図ります。		都市整備課

施策目標５　公園・緑地の充実

●現状・課題

１）本市の都市公園は、街区公園が 17 か所、近隣公園が 1 か所、緑地が 3 か所整備されており、その他の公園（子どもの遊び場を除く。）を合わせると 28 か所、約 19.54ha が整備されています。公園の位置をみると、北部の市街化区域に集中しているほか、多くは設置から長い年月が経過しており、公園施設の老朽化が進んでいます。

２）公園施設長寿命化計画に基づく更新・修繕を実施していますが、植栽箇所の除草などの維持管理が恒常的に必要となっています。また、子どもの減少に伴う公園の利用や管理の側面から、今後のあり方について検討が必要となっています。

３）市街地においては、土地区画整理事業の未整備地区や駅周辺に公園や広場が少ないため、整備することで賑わい創出や駅前の美観形成が期待されており、この対応が求められています。

４）市街化調整区域にあり農業用の水利施設である三ツ又池の周囲には、その水辺空間を活用した市民の憩いの場として整備された三ツ又池公園がありますが、施設の老朽化対策と併せて水生植物園の再生と効率的な維持管理体制の確立が課題となっています。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）公園・緑地整備に関する指針の策定 ・公園・緑地の整備及び緑化を総合的、計画的に進めるため、その指針となる緑の基本計画を策定します。		都市整備課
（２）公園・緑地の整備・保全 ・老朽化が進む公園施設の安全・安心の確保のため、公園・緑地の管理体制の充実と、その有効活用に努めます。 ・駅周辺において、賑わい創出や駅前の美観形成をもたらす公園や広場等の整備を目指します。		都市整備課
（３）親水空間の整備・保全 ・三ツ又池公園について、国、県、関係機関等と連携し、水生植物園の再生や芝桜の計画的な植栽を行うとともに、施設の修繕や除草等の維持管理を適切に行い、市民が集う親水空間の整備・保全を図っていきます。		産業振興課

施策目標６　住環境の整備

●現状・課題

１）本市は、名古屋市に近接する恵まれた立地条件や道路・交通の利便性等を背景に、北部を中心に住宅開発が進み、着実に人口増加を続けてきました。

２）本市ではこれまで、６地区（89.7ha）で住居系土地区画整理事業の施行や道路の整備等を行い、良好な市街地形成に努めてきました。

３）鉄道駅周辺の市街化区域に隣接する地区においては、名古屋市を中心とした都市圏における宅地需要への対応や、集約的都市構造を進めるため、転入者が居住できる住環境を駅周辺に整備することが求められています。

４）南海トラフ地震の発生が危惧される中、本市では旧建築基準法で建てられた建築物が多い状況をふまえ、市民の生命、財産を地震等による災害から保護するため、市全域における建築物の耐震改修や、危険なブロック塀等の撤去を促進するなど、住環境を改善していく必要があります。また、河川堤防の強化、排水機場の整備、緊急時避難場所の確保等の防災対策の取組を市内外へ発信する必要があります。

５）今後、人口減少等に伴う空家の増加が課題となっており、空家対策を含めた総合的な住宅施策の展開が求められています。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）良好な住宅・宅地の供給促進 ・鉄道駅周辺の市街化区域に隣接する地区においては、集約的都市構造を進めるため、住居系市街地の計画的整備を推進します。その他の地区では、民間開発の適正な誘導等を通じ、良好な住宅・宅地の供給を促進します。地域住民の日常生活の利便性を確保していくとともに、周辺地域と連携した居住環境づくりを推進します。 ・転入者が居住できる住環境を駅周辺に整備し、集約的都市構造を確保します。		都市整備課
（２）建築物の耐震診断及び改修の支援 ・南海トラフ地震に備え、耐震改修促進計画に基づき、住宅等建築物の耐震診断及び改修並びにブロック塀等撤去を支援します。		都市整備課
（３）空家対策の推進、空地等の活用 ・今後も空家が増えることが予想される中、空家等の状況を把握するとともに、空家バンク等の活用や空家等対策計画に基づき、適正な管理と利活用を促進します。		都市整備課

また、危険な空家については、解体費の支援を行い良好な生活環境の保全に努めます。		

施策目標７　港湾地域等の整備促進

●現状・課題

１）名古屋港は、名古屋港長期構想及び名古屋港港湾計画に基づき、「きらめき愛される港」を将来目標とし、国際競争力の強化に向けた物流機能をはじめ、産業、交流、環境及び防災・安全といった多様な機能が調和した質の高い港湾空間の形成を目指した整備が進められています。

２）本市の港湾地域は、弥富ふ頭と鍋田ふ頭を中心に形成され、弥富ふ頭は自動車積出基地を中心とした流通ターミナルや航空宇宙産業基地として活用されています。鍋田ふ頭は、耐震強化岸壁を備えた高規格のコンテナターミナルとして、中国、韓国、東南アジア貨物の物流拠点として中部圏の経済を支えています。

３）弥富ふ頭の一部が、平成 23 年 12 月に「アジア№.１航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受け、平成 24 年４月には鍋田ふ頭コンテナターミナル第３バースが供用開始されるなど、物流拠点の形成が進められています。
また、「名古屋港港湾計画書」の公共埠頭計画に挙げられている耐震強化岸壁を備えた鍋田ふ頭コンテナターミナル第４、第５バースの早期整備が待たれています。

４）鍋田ふ頭は、名古屋港ゴルフ倶楽部や富浜緑地など、親水・レクリエーションの場としての活用が進められています。

５）名古屋港管理組合は、平成 28 年度にポートアイランドの活用に不可欠なアクセスについて、基礎的な調査を行っています。
また、令和３年度には利活用に関する港湾管理者素案が取りまとめられています。

６）愛知県及び三重県と連携し、木曽岬干拓地にかかる当面の整備方針に基づく整備事業を進めていくとともに、将来的な土地利用についての検討を進めていく必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）物流・産業拠点の形成促進 ・コンテナ機能の拠点化や広域流通拠点の形成など物流機能の集積等による効率的で質の高い物流拠点形成のさらなる促進や、増加するコンテナ貨物需要に対応するための新たなコンテナターミナルの確保等について国・県・名古屋港管理組合等に、引き続き要望していきます。 ・「アジア№.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受けた地区（弥富ふ頭の一部）が、先端技術集約型の次世代産業拠点となるよう、国・県・名古屋港管理組合・企業等との連携を図ります。 ・港湾地域等において、交通利便性を活かした企業立地を促進し、雇用創出に繋げていきます。		企画政策課 産業振興課
（２）親水空間・交流空間の充実促進		企画政策課

・港ならではのロケーションを活かした親水・レクリエーション機能の充実や、家族で楽しめる魚釣り公園の整備などを名古屋港管理組合に、引き続き要望していきます。		
（3）ポートアイランドへの対応 ・名古屋港内に残された貴重な開発空間であるポートアイランドについて、社会経済情勢を注視しつつ、国・県・名古屋港管理組合等とその活用等に関する検討を進めます。		企画政策課
（4）木曽岬干拓地の都市的土地利用の促進 ・愛知県、三重県及び関係市町との連携のもと、本市の発展につながる事業展開が図られるよう、開発事業を促進します。		企画政策課

基本目標６　市民と行政がつながり、共につくるまち【協働・行財政】

施策目標１　持続的な行財政運営

●現状・課題

１）本市の財政状況は、歳入については、港湾地域にある企業の固定資産税が堅調に伸びていることもあり、市税は増加傾向にあります。一方、普通交付税が合併後 10 年経過したことにより、合併算定替の特例措置が終了し、今後景気低迷の長期化等を背景に、大幅な税収の増加が見込めない状況の中、安定的な財源の確保が求められています。
歳出については、少子高齢化等に伴う社会保障費の増加、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路等整備事業などの大規模事業が続くとともに、老朽化が進む公共施設の維持・改修費等が膨らむことが予測されており、健全な財政運営を進めていく必要があります。
また、ライフスタイルの多様化等に伴い、高度かつ多様な行政サービスが求められる中、限られた行政資源を重点的に配分することで最大限に活用し、持続可能な行財政運営を目指す「選択と集中」を図るとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進していくために、毎年、施策・事業等について「ＰＤＣＡサイクル」の構築に基づく進捗管理を実施していく必要があります。そのため、弥富市第５次行政改革大綱に基づき、事業の見直しや組織の効率化など行財政改革を強力に推進していく必要があります。

２）本市の公共施設は、1970 年代から 1980 年代にかけて集中的に整備され、既に 40 年以上経過している施設や設置当初の目的、役割を終えた施設が多くあります。今後、人口減少が進めば維持管理費等の財政負担が増加することから、人口構成に合った公共施設等の配置及び規模を効率的な行財政運営とまちづくりの双方の視点を踏まえつつ検討していく必要があります。

３）限られた財源の中で、人口減少、公共施設の老朽化など様々な課題に適切に対応するため、行政だけでなく官民連携の必要性・重要性が高まっています。

４）市民の信頼を得て行政運営を進めるため、職員には人材育成基本方針に基づき、多様な行政需要に対応できる能力が求められています。また、コミュニケーションを通じた風通しの良い職場の雰囲気づくりが、効率的な業務遂行に寄与します。

５）市民サービスの質を維持及び向上させることが可能な職員数を見極め、適正に管理する必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）効率的で健全な財政運営 ・「選択と集中」を取り入れることで、限られた行政資源を効果的に活用し、持続可能な行財政運営を行います。また、行政評価などと連動させることで、社会情勢などの変化に柔軟に対応するとともに、わかりやすい財政運営を行います。		企画政策課 財政課 収納課

・コスト分析、財務分析及び行政評価などと連動した予算編成の手法を検討します。 ・税の公平性を確保する観点から、差押え等の滞納処分を行う一方、納税猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に応じた適正な債権管理に努めるとともに、オンライン行政サービスとして電子納税を活用し、ＤＸの取組を推進します。		
（２）公共施設・インフラの適正化 ・人口減少、少子高齢化に対応した適正な公共施設・インフラのあり方を検討するとともに、一時に過度の財政負担が生じることがないよう、計画的に改修・修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。 ・統廃合後の公共施設等のあり方を行財政とまちづくりの視点で組織横断的に検討していきます。		財政課 企画政策課
（３）民間活力の効果的な活用 ・指定管理者制度や、民間ならではの発想・ノウハウや民間資金を最大限に活用できるＰＦＩ制度など、行政サービスにおける民間活力の導入を推進します。		企画政策課
（４）組織力の強化 ・行政サービスの向上や事務の効率化とともに、職員の意識改革や組織風土の改革が図られるよう、施策・事業の充実・改善を進めます。 ・コミュニケーションを通じた風通しの良い職場環境を整備することにより、効率的な業務遂行を推進します。 ・知識や技術を短期間で集中的に学習できる外部研修機関での職場外研修を拡充し、高度な能力を有する職員を育成します。 ・基本構想の実現に向け、多様な主体との協働によるまちづくりを実践していくために、協働の受け皿となる市職員を育成します。 ・多様な行政需要に対応するため、知識や経験が豊富な人材の積極的登用を図ります。 ・定年の引上げ期間中の退職者補充を最小限に抑え、再任用職員・会計年度任用職員など多様な任用形態の職員を職務内容に応じて効果的に配置し、定員の適正化を図ります。		企画政策課 人事秘書課

施策目標２　市民協働の推進

●現状・課題

１）人口減少、少子高齢化の時代を迎え、人々のニーズや地域課題は複雑・多様化しています。限られた予算や人材の中で行政サービスを継続していくには、多様な分野での市民参加による協働のまちづくりを推進していくことが求められており、新たな協働の担い手やコーディネーター的役割を担う人材を発掘・育成することが必要です。

２）市民ワークショップの開催状況については、令和４年度実績として、第２次総合計画後期基本計画策定において計４回、避難所運営に係る防災ワークショップを市全体、各小学校区で計 12 回開催しました。

３）地域の課題を自らの問題として捉え、解決するためには、主体的に解決に取り組む地域活動団体やＮＰＯ等の活動が重要です。市民との協働によるまちづくりを推進していくために、地域の様々な担い手の主体的な活動を最大限に尊重するとともに、市民意識の醸成や各種情報提供をはじめ、実際の活動や人材の育成、資金面の支援など様々な行政の支援が求められています。また、地域に根差した地域組織や市民活動団体と行政が相互理解のもと、住みよいまちづくりや地域課題の解決などに資するコミュニティ推進協議会の強化が求められています。

４）市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、地域の団体などが行う自主的な公共性、公益性のある地域活動に対して補助金を交付し、地域づくり活動を支援しています。

５）地域活動への参加促進や地域活動の充実を図るためには、各団体の活動内容や活動状況、協働の取組事例などの情報を発信することや、共有できる仕組みとしての活動拠点・情報拠点となるスペースの充実が求められています。また、市内で行われる地域活動の敷居が高く、市民や転入者が新たに参加することが困難となっている状況があります

６）若者が市内で活動を行うにあたり、活動場所や環境を整える必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）多様な分野における市民参画・協働の促進 ・各種行政計画の策定、点検・評価、見直しに際しては、ワークショップなど市民参画・協働体制の充実を図り、政策形成過程からその見直しまでの市民の参画・協働を促進します。 ・文化行事やイベント等の企画・運営への市民及び民間企業の参画・協働を促進します。 ・市民や事業者等との情報交換や交流を促進し、まちづくりへの意識啓発や参画機会の提供を通して共催等の関係性の構築を図ります。 ・様々な分野で行政と市民との協働の取組が求められている中で、地域に根差した地域組織、市民活動団		市民協働課

体、行政が共通の目的を達成するために協力しあえる体制を構築します。		
（２）地域活動団体、ＮＰＯ等の育成・支援 ・地域づくり補助金制度の周知及び有効活用を図り、地域活動団体やＮＰＯ、ボランティア団体等が実施する自主的・主体的な活動を育成・支援します。 ・新たな協働の担い手やコーディネーター的役割を担う人材を発掘・育成することで、多様な分野での市民参加による協働のまちづくりを推進します。		市民協働課
（３）地域活動団体等の活動拠点施設等の整備 ・地域活動の各種情報の収集・発信や地域活動団体の交流及び活動の拠点となるスペースの充実を図ります。 ・市民や転入者が気軽に市民活動に参加できる仕組みをつくり、地域の活性化を図ります。 ・若者が活動する機会をまち全体で創出するとともに、若者に優しいまちづくりを目指します。		市民協働課

施策目標３　男女共同参画の推進

●現状・課題

１）男女が社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、家庭・学校・職場・地域など、あらゆる分野への参画が求められています。性別による役割分担ではなく、自らの意思により多様な生き方ができるための意識づくりを行う必要があります。

２）本市においては、男女共同参画の重要性をふまえ、平成 20 年度に男女共同参画推進条例を制定するとともに、平成 21 年度に男女共同参画プランを策定し、その後、令和３年度に第２次弥富市男女共同参画プランを策定し、啓発活動の推進や審議会等への女性の登用、女性団体の活動支援、男女共同参画についての市民の理解の浸透や女性の社会参画の促進に努めています。しかし、市役所の女性登用状況は、管理職で目標 11％に対し 5.7％、課長補佐級で目標 40％に対し 39.3％であり、管理職は目標に届いていないのが現状ですが、課長補佐級は、目標値に近い達成率になりました。

３）家庭・地域・職場などのあらゆる場において、男女共同参画の意識啓発を進めることが必要です。

４）個人の価値観が多様化している中、男女を問わず、働きやすい職場環境整備への意識啓発を進めることが必要です。また、育児休業取得促進及びその支援について、さらに強化していく必要があります。

５）女性に対するあらゆる暴力根絶のため、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）などの深刻な人権侵害行為に対し、関係機関と連携し、相談支援体制を充実させる必要があります。

６）ＳＤＧｓの「５　ジェンダー平等を実現しよう」を中心にＳＤＧｓの各項目意識しながら、男女共同参画を推進していく必要があります。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）広報・啓発活動の推進と政策・方針の立案・決定等への男女共同参画の推進 ・男女共同参画社会の実現及び性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、広報・啓発活動や情報提供等を充実させます。 ・男女の区別なく多様な経験を積み、困難業務を乗り越えることで高い専門性と経験を積むことができるよう人事異動に配慮するとともに、女性の活躍のための研修等を実施します。 ・家庭生活や地域活動における男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動や講座の開催等を推進します。 ・政策・方針の立案・決定への男女共同参画を推進するため、審議会や委員会等への女性の積極的な登用、リーダーの育成・確保等を推進します。		市民協働課 人事秘書課

（２）雇用分野における男女共同参画の促進とワーク・ライフ・バランスの推進 ・性別による固定的な役割分担意識を解消し、多様な職業・職種や起業への視野を広げるなどの意識啓発により、職場や仕事での男女共同参画を目指します。 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、商工会等と連携をして事業所や市民への広報・啓発活動を推進するとともに、保育、子育て支援、介護サービス等の充実を図ります。 ・育児休業制度及び介護休業制度の普及・啓発を図ります。市内企業等において育児休業を取得しやすく、またその支援体制が整えられるよう促します。 ・女性の起業・再就職等に関する国の支援施策の情報提供を充実させます。		市民協働課 産業振興課
（３）男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進 ・男女間の暴力をなくすため、お互いの人権を尊重する暴力根絶のための意識づくり・環境づくりが必要であり、家庭や教育の場における子どもの頃から、お互いを尊重する心がけの育成に推進します。 ・配偶者等からの暴力の根絶を目指し、きめ細かな情報提供や互いの性を尊重する意識啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を密にし、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）被害者等の相談体制の充実や相談体制の周知を図ります。 ・配偶者等からの暴力を始めとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援を推進します。		市民協働課 児童課

施策目標４　人権啓発等の推進

●現状・課題

１）あらゆる差別や偏見をなくしお互いの人権を認め合い、共に活きることができる共生社会の実現が求められています。また、人権と深いつながりを持つＳＤＧｓを達成するため、問題の改善に向けた取組が必要です。

２）女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人又はＬＧＢＴＱを始め、性的マイノリティであるがゆえの差別や偏見をなくし、正しい理解と認識を深めていくことが求められています。

３）市内の小中学校では、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的として、いじめ等の人権問題について考える機会を設けています。また、市内の保育所では、人権啓発の紙芝居などを使って命を大切にすること、思いやりの心を持つことの大切さを学ぶなど、子どものころからの人権教育に取り組んでいます。

４）インターネット等の誹謗中傷、根拠のない偏見、差別等の防止に向けて、教育、啓発について周知していく機会を設けています。

５）市民の人権問題等の様々な相談を人権擁護委員、民生委員、行政相談員等と連携し、心配ごと相談所を開設しています。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）人権教育・啓発の推進 ・幼児から高齢者まで市民一人ひとりの人権意識を高めていくため、人権擁護委員と連携を図り、保育所、学校、地域など様々な場を通じて人権教育、啓発活動を効果的かつ継続的に推進します。 ・性的指向及び性自認の多様性を始め、社会情勢の変化に伴う人権問題に対する理解を促進するため、ホームページによる周知を行います。		福祉課
（２）人権問題に関する相談体制の充実 ・人権擁護委員、民生委員、行政相談員等との連携のもと、人権問題に関する相談体制を充実していきます。		福祉課

施策目標５　多様な主体との交流・連携の推進

●現状・課題

１）市民の活動範囲が広域化していることに伴い、行政サービス需要も広域化していく傾向にあり、行政区域を越えた課題等に対応するためには周辺自治体との連携強化を図る必要があります。

２）これまでも、広域課題等の解決や行政サービスの効率的・効果的な提供を目指して、海部南部水道企業団や海部地区環境事務組合などを設置するなど、周辺自治体と様々な協力関係を築いてきました。

３）多様化する地域課題等を解決していくためには、行政とともに市民・自治会・地域団体・大学・企業等が協働・連携することが重要になります。本市では、大学・企業等と連携・協力に関する協定を締結し、様々な課題解決等に向け、協働の取組を行っています。大学との連携においては、学生の市政参画を促し、学生の市政に対する興味や親近感を醸成するような取組を行っていく必要があります。

４）市民誰もが生きやすいと感じられるような地域づくりを、多様な主体（民間企業、市民団体、ＮＰＯ等）の参画のもとで創出する必要があります。そのような中、市民団体の「やりたい」を実現するため、マルシェ等の開催に対する市の支援が必要です。

５）令和４年４月に本市へ移転した名古屋競馬場において、様々な主体と連携したイベント等による賑わいづくりが必要です。

６）国際交流、文化交流や災害時の相互応援を目的に多くの連携を行っていることから、今後は市民主体レベルの交流を推進していく必要があります。

７）本市における外国人人口は、令和５年４月現在、2,321 人（47 か国）で、年々増加傾向にあります。地域の中で国籍の異なる市民が交流し、安心して暮らせる多文化共生社会を構築するためには、それぞれの文化を尊重しながら、相互に理解を図っていくことが必要となります。

８）国外との交流活動として、平成 21 年度から愛知黎明高等学校との共催で「国際交流週間 inYATOMI」を開催し、同校の友好校であるマリーナ高校（アメリカ）の高校生を招き、市内の保育所や小・中学校の児童・生徒、地域の人々との交流を行っています。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）広域行政の推進 ・国や他自治体の動向を注視しながら、周辺自治体との連携による相乗効果や相互補完の可能性を探り、新たな広域連携を推進します。		企画政策課
（２）大学や企業等との連携の推進 ・大学や企業等と連携した地域の活性化、産業の振興や地域文化の振興などを推進します。 ・多様な主体との連携ができる場を創出し、その場を通して住民の様々なニーズの解決を図ります。		企画政策課 市民協働課

・名古屋競馬場との連携等により、賑わいを創出します。		
（３）都市間連携の推進 ・市民が主体となった、都市との地域間交流を推進します。		企画政策課
（４）外国人が暮らしやすい環境の整備 ・必要な情報を提供するため外国語表記の案内板、各種刊行物や関係書類を整え、外国人への対応を充実させます。 ・外国人児童が日本の学校生活に適応できるよう、小学校入学前の指導体制の充実を図ります。 ・外国人住民が地域とつながる居場所の一つとして日本語教室を活用し、生活に必要な日本語や日本の文化・風習を学ぶ機会を設けることで、地域社会で暮らしやすく働きやすい環境づくりを支援します。		市民協働課 児童課
（５）国際交流の推進 ・様々な分野で交流を深めることにより、市民の国際感覚の醸成を図ります。		市民協働課

施策目標６　コミュニティの強化

●現状・課題

１）まちづくりの基盤は、市民の身近な生活の場としてのコミュニティにあります。本市においても、少子高齢化や価値観の多様化等に伴い、地域の連帯感が薄れつつあります。将来にわたって自立・持続可能なコミュニティ活動の促進が大きな課題となっています。

２）ますます多様化する市民ニーズや少子高齢化社会に対応していくためには、行政の力だけでは限りがあり、地域住民自らが地域の課題に主体的に取り組み、まちづくりを推進していくことが求められ、自治会、町内会、コミュニティ推進協議会等によるコミュニティ活動が重要となっています。

３）本市では６つのコミュニティ推進協議会が組織され、環境美化、防災訓練、伝統行事の継承などの活動を行っています。

４）これまで以上に地域住民の自主性や個性を尊重し、自発的・主体的なコミュニティ活動が活発に発展できるような環境づくりが求められています。その一方で、個人の生活環境の多様化が進み、価値観や生活スタイルの変化による地域との関係性の希薄化やコロナ禍による現状等もあり、従来行ってきた地域行事等のあり方を検証し、新しい活動スタイルを導入する契機にもなっています。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）コミュニティ意識の啓発と人材育成 ・地域のコミュニティについての理解と連携意識を高めるための情報提供や、情報交換会の開催などを通じて、リーダーの育成や新たな人材の発掘を支援します。 ・広報誌・パンフレットなどを活用して、コミュニティ意識・自治意識の高揚を図るとともに、市民の地域活動への自主的な参加や相互協力を促進します。 ・市民が地域づくりの主役であるとの意識を高め、地域への愛着感の醸成、災害対応力の強化のためにも地域で暮らす人々が中心となって形成されるコミュニティの維持・強化が必要です。 ・コミュニティの必要性について、講演会を開催するなどコミュニティへの関心を高める機会を増やすとともに、若者や子育て世代なども含め、幅広い年代の活動参加を促すようコミュニティ意識の啓発と人材育成に努めます。		市民協働課
（２）コミュニティ活動の活性化支援 ・各コミュニティ組織及び活動への支援を継続し、活動の活発化を促進します。		市民協働課

・地域づくり補助金制度の周知及び有効活用により、自治会、町内会、コミュニティ推進協議会等が実施する自主的・主体的な活動を支援します。		

施策目標７　情報の共有

●現状・課題

１）広報誌、ホームページ、ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ放送、まちづくり出前講座、本市への手紙、ご意見箱等を通じた広報・広聴活動を行い、市と市民が双方向に情報交換、意見交換ができるように市民との共有を推進していますが、さらなるパブリシティ活動等により一層の情報共有手段の拡充が求められています。

ＣＡＴＶやコミュニティＦＭ放送を利用した、地域・行政情報の提供を実施しています。また、災害時には防災情報の伝達手段として有効活用を図っています。

市民と共に市政を考えるには、多彩な市政情報を始め、本市が目指すものや具体的な取組、本市の強み・弱み等を分かりやすく発信する必要があります。その際、より多くの人に親しんでもらえるような内容構成とし、同時に個人情報保護に対する配慮が必要不可欠となります。また、移住者や子育て世帯など、ターゲットを明確にした施策パッケージを積極的に発信することが必要です。

幅広く多くの人々に情報発信できるよう、各広報媒体の活用による市政情報の発信が必要です。

２）ＡＩやデジタル技術などの活用や情報システムの共通化、クラウド化などにより、業務の効率化を図り、市民サービスの向上につなげていくことが求められています。

マイナンバーカードの普及により、カードを利用した行政手続きのオンライン化や住民票の写し・証明書等のコンビニ交付などデジタル化による市民の利便性向上につながるサービスを提供することが求められています。

既存システムの維持・充実を図りつつ、個人情報保護や情報セキュリティへの一層の安全対策強化が必要です。

３）デジタル化が進む現代において、インターネットやパソコン、スマートフォン等のデジタル機器を使える人と使えない人の間で情報格差ができており、格差縮小に向けた取組が求められています。

４）市民や職員の意見や提言等の声が届く市政の推進が求められています。

●主要施策と概要	主要事業	関係課
（１）市民と行政との情報・意識の共有化の推進 ・読みやすく、理解しやすい広報誌づくりや迅速な情報発信と利用しやすいパッケージによる情報提供を目指したホームページづくりを行います。 ・本市への手紙やご意見箱等を活用した広聴活動を充実させます。 ・市民に、まちづくりに関する学習機会を提供し、まちづくり意識と知識の向上を図るため、まちづくり出前講座の内容を充実させ周知していきます。		人事秘書課 総務課 十四山支所

・ＣＡＴＶやコミュニティＦＭ放送を活用して、より多くの情報発信を行います。 ・幅広い世代の多くの市民に情報発信できるよう、新たな情報発信ツールを活用していきます。 ・市民が必要とする行政情報を正しく、分かりやすく提供していくとともに、行政文書の適正な管理を図ります。 ・ＷＥＢやＳＮＳを活用した迅速・的確な情報提供を行います。パブリシティ活動については、発信手段の仕組み・効果などを職員に十分浸透させることにより、本市が目指すものや具体的な取組、本市の強み弱み等を分かりやすく発信するなど、開かれた行政を目指します。 ・移住者や子育て世帯など、ターゲットを明確にした施策パッケージを積極的に発信します。 ・多種多様な困りごとについて相談できる「市民なんでも相談窓口」を設置し、市民に寄り添った対応を行います。		
（２）ＤＸの推進と電子自治体の構築 ・既存システムの維持・充実とともにＡＩやＩＣＴ等のデジタル技術を活用し、業務の効率化を図ります。また、自治体の情報システムの標準化・共通化を進め、ガバメントクラウドへ移行することにより業務の効率化を図ります。 ・マイナンバーカードを利用したマイナポータルからのオンライン申請や住民票等のコンビニ交付サービス等を推進します。 ・デジタル田園都市国家構想に基づき、デジタルの力を活用して様々な課題解決に取り組みます。 ・職員への情報化に関する教育・研修を充実させるとともに、個人情報保護と情報セキュリティ対策を強化します。		企画政策課 総務課 市民課 土木課